

別紙 1 特記基準

施設・設備の維持管理業務に関する業務について、業務内容の詳細については以下のとおりとする。
 なお、この特記基準に定めのない事項については、市と協議するものとする。

① 清掃に関する業務

1. 業務の範囲

各体育施設及び外構その他の清掃。作業箇所及び面積等は以下に示すとおり。

2. 業務概要

◆みづま総合体育館

階数	室 名	床 材 質	面積	日常清掃	定期清掃	特別清掃	備 考
1	アプローチ・風除室	磁器タイル	188.0	1回/2日			利用状況・天候に応じて適時清掃
1	玄関ホール	磁器タイル	32.0	1回/2日			利用状況・天候に応じて適時清掃
1	南出入口	磁器タイル	18.0	1回/2日			利用状況・天候に応じて適時清掃
1	授乳室	塩ビシート	9.0	1回/2日	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
1	更衣室(男女)	塩ビシート	64.0	1回/2日	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
1	喫煙所	板張り	—	適 時			
1	トイレ(男女)	塩ビシート	74.0	適 時	2回/年		
1	多目的トイレ	塩ビシート	20.0	適 時	2回/年		
1	更衣室洗面室(男女)	塩ビシート	31.0	1回/2日	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
1	シャワー室(男女)	磁器タイル	26.0	1回/2日			利用状況に応じて適時清掃
1	ロビー	塩ビシート	496.0	1回/2日	2回/年		利用状況・天候に応じて適時清掃
1	休憩ラウンジ	塩ビシート	72.0	1回/2日	2回/年		利用状況・天候に応じて適時清掃
1	選手ロビー	塩ビシート	61.0	1回/2日	2回/年		利用状況・天候に応じて適時清掃
1	通路(廊下)	塩ビシート	100.0	1回/2日	2回/年		利用状況・天候に応じて適時清掃
1	階段(ロビー側)	塩ビシート	66.0	1回/2日	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
1	階段(メインアリーナ側)	塩ビシート	29.0	1回/2日	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
1	事務室・クラブルーム	タイルカーペット	113.0	1回/2日		1回/年	
1	子供室	カーペット	23.0	適 時		1回/年	
1	会議・研修室(軽運動室)	塩ビシート	100.0	1回/2日	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
1	役員室	塩ビシート	36.0	使用後	1回/年		1回/日 点検
1	選手控室(A・B・C)	塩ビシート	102.0	使用後	1回/年		1回/日 点検
1	トレーニングルーム	フローリング	216.0	1回/2日	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
1	メインアリーナ	フローリング	1597.0	1回/2日	3回/年		モップがけ及びモップの清掃
1	サブアリーナ	フローリング	660.0	1回/2日	3回/年		モップがけ及びモップの清掃
1	中庭ウッドデッキ	板張り		適 時			
1	エレベーター	樹脂タイル	2.4	1回/週	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
2	観覧席	ウレタン塗床	300.0	1回/週			利用状況に応じて適時清掃
2	ロビー	塩ビシート	152.0	1回/2日	2回/年		利用状況に応じて適時清掃
2	ランニングコース	塩ビシート	580.0	1回/週	2回/年		利用状況に応じて適時清掃

2	トイレ(男女)	塩ビシート	74.0	適 時	2回/年		
2	多目的トイレ	塩ビシート	10.0	適 時	2回/年		
	(屋外)駐車場			適 時			
	(屋外)駐輪場			適 時			
	(屋外)ごみ置き場			適 時			
	(屋外)その他敷地内			適 時			
	ガラス(高所部)		341.0			1回/年	
	ガラス(低所部)		371.0			1回/年	
	敷地内及び周辺の草 取り・除草。落葉除去			適 時			利用状況・天候に応じて適時清掃

- ・利用状況・天候に応じて適時清掃…基準回数を基本として行うが、状況に応じその回数以上を行う。
- ・利用状況に応じて適時清掃…基準回数を基本として行うが、状況に応じその回数以上を行う
- ・1回/日点検…基本として使用後に行うが、点検を1回/日は行い、状況に応じて清掃を実施する。
- ・適時点検…適時巡回を実施し、異常があれば管理者に報告を実施する。

【日常清掃】

清 掃 箇 所	作 業 内 容
メインアリーナ、サブアリーナ	1. メインアリーナ、サブアリーナ内の体育館モップを使用した除塵作業。 2. 使用したモップを掃除機による手入れ。
アプローチ・風除室、玄関ホール、南出入口、喫煙所、ロビー、休憩ラウンジ、選手ロビー、通路(廊下)、階段(ロビー側・メインアリーナ側)、会議・研修室(軽運動室)、2階ロビー、ランニングコース	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒・掃除機を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 3. カーペットに付着した汚れ(スポット)については、専用洗剤にて除去する。 4. 窓、窓台、手摺り、椅子、テーブルその他備品を拭き上げる。 (出入口ガラス、人がよく触れる箇所においては美観が低下しやすいため適宜点検清掃を行う。) 5. ゴミ箱、灰皿等の設置がある場合は、内容物を処理し、容器を拭き上げる。 6. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
更衣室(男女)、シャワー室(男女)、役員室、選手控室(A・B・C)、エレベーター、観覧席	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒・掃除機を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 3. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
事務室・クラブルーム、子供室、	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒・掃除機を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 3. カーペットに付着した汚れ(スポット)については、専用洗剤にて除去する。 4. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
授乳室、トイレ(男女)、多目的トイレ、更衣室洗面室(男女)、	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒・掃除機を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 (硬質タイル床は定期的に洗剤を用いて洗浄し汚れの定着を防止する。) 3. ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理し、容器を拭き上げる。 4. 換気扇の化粧パネルを清掃する。 5. 便器・洗面台を洗浄し、拭き上げる。 6. 金属部分(フラッシュバルブ等)、扉、鏡、面台、間仕切りを拭き上げる。 7. トイレトペーパー等の消耗品を補充する。 8. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。

	(トイレで使用する資材においてはカラーリングにて明確に区別する。)
中庭ウッドデッキ、駐車場、駐輪場、ごみ置き場、その他敷地内	1. 床面を箒にて落ち葉、煙草の吸殻等のゴミを除去する。 2. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
中拭きマット	1. 形状に合わせて、ダスタークロス・箒・掃除機を用いて除塵する。 2. 付着した汚れ(スポット)については、専用洗剤にて除去する。 3. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
トレーニングルーム	1. 床面の形状に合わせて、専用モップを用いて除塵する。 2. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
草取り・除草	除草・雑草駆除する。箒にて落ち葉等のゴミを除去する。

※衛生的かつ良質な清掃作業を行う為に、清掃従事者を教育、指導を行う責任者は、ビルクリーニング

技能士(国家検定合格者構成労働大臣交付)又は、清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条2号イの規定により厚生労働大臣の指定する講習会修了者)が担当する。

内拭きマット仕様

品 名	規 格
吸水マット①	600mm×900mm 1枚 (南出入口横給湯室)
吸水マット②	700mm×1200mm 2枚 (男女更衣室各1枚)
吸水マット③	900mm×1800mm 1枚 (風除室)
マット①	600mm×900mm 4枚 (南出入口、喫煙所、ロビー×2)
マット②	450mm×450mm 8枚 (風除室)
マット③	600mm×900mm 2枚 (風除室×2)

【定期清掃】

材質名(作業名)	作 業 内 容
フローリング ビニール系床材 化学タイル (床洗浄ワックス塗布)	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。 2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。) 3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う 4. 乾燥後適正ワックスを均一に塗布乾燥させる。 5. 移動したものを元の位置に戻す。

※定期作業は、清掃従事者が立会い作業の状態、終了確認を行う。

【特別清掃(カーペット及びガラス清掃)】

材質名(作業名)	作 業 内 容
カーペット	1. じゅうたんの清掃は、スチーム工法とする。 2. 移動できるものは、移動する。 3. 掃除機にて、ドライソイルを除去できる範囲除去する。 4. じゅうたん専用前処理剤(洗剤)を全面に散布し、パイルに付着した汚れに反応させる。 5. じゅうたん専用洗浄機にて、全面を洗浄する。 6. スチーム洗浄機にてスチーム洗浄、洗浄汚水回収を行う。 7. 移動したものを元の位置に戻す。
ガラス(高所部) (ガラスクリーニング)	1. 水、又は洗剤にて付着した汚れ、埃、テープ跡を取り除き、スクイジにて仕上げる。 2. ガラス面に水分が残った場合は、ウエスにて乾拭きし仕上げる。 ※清掃作業は高所作業車で行うものとする。
ガラス(低所部) (ガラスクリーニング)	1. 水、又は洗剤にて付着した汚れ、埃、テープ跡を取り除き、スクイジにて仕上げる。 2. ガラス面に水分が残った場合は、ウエスにて乾拭きし仕上げる。 ※清掃範囲は、2段はしご(6m)の範囲内とする。

◆三潞農業者トレーニングセンター

階数	室 名	床 材 質	面積	日常清掃	定期清掃	特別清掃	備 考
1	ポーチ	磁器タイル	106.4	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	玄関	磁器質タイル	23.3	1回/2日		-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	ロビー	長尺シート	89.9	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	会議室	長尺シート	66.9	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	事務室	長尺シート	53.6	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	湯沸し室	長尺シート	7.0	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	女子更衣室	長尺シート	24.6	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	女子シャワー室	磁器質タイル	11.4	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	女子洗面所	長尺シート	8.2	適 時	1回/年	-	
1	女子便所	磁器質タイル	21.6	適 時	-	-	
1	男子洗面所	長尺シート	12.0	適 時	1回/年	-	
1	男子便所	磁器質タイル	15.9	適 時	-	-	
1	男子更衣室	長尺シート	21.2	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	男子シャワー室	磁器質タイル	11.4	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	アリーナ	フローリング	1179.1	1回/2日	3回/年	-	モップがけ及びモップの清掃
1	ステージ	フローリング	97.4	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	倉庫 1	長尺シート	54.0	-	-		
1	倉庫 2	長尺シート	15.9	-	-		
1	倉庫 3	長尺シート	40.8	-	-		
	ガラス		89.7		1回/年	-	
	網戸(1.6㎡)		10枚		1回/年	-	
	エアコン(フィルター)				1回/年	-	
	敷地内及び周辺の 草取り、除草、落葉除 去	-	-	適 時	-	-	利用状況・天候に応じて適時

・利用状況・天候に応じて適時清掃…基準回数を基本として行うが、状況に応じその回数以上を行う。

【日常清掃】

清 掃 箇 所	作 業 内 容
ポーチ・ロビー 玄関	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。
	2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。
	3. 窓、窓台、手摺り、椅子、テーブルその他備品を拭き上げる。 (出入口ガラス、人がよく触れる箇所においては美観が低下しやすいため適宜点検清掃を行う。)
	4. ゴミ箱、灰皿等の設置がある場合は、内容物を処理し、容器を拭き上げる。
	5. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
事務室・会議室	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。
	2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。
	3. ゴミ箱の内容物を処理し、容器を拭き上げる。
	4. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。

アリーナ・ステージ	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。 2. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
便所・湯沸し室 更衣室・シャワー室 洗面所	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 (硬器質タイル床は定期的に洗剤を用いて洗浄し汚れの定着を防止する。) 3. ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理し、容器を拭き上げる。 4. 換気扇の化粧パネルを清掃する。 5. 便器・洗面台を洗浄し、拭き上げる。 6. 金属部分(フラッシュバルブ等)、扉、鏡、面台、間仕切りを拭き上げる。 7. トイレットペーパー等の消耗品を補充する。 8. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。 (トイレで使用する資材においてはカラーリングにて明確に区別する。)
草取り・除草	1. 除草・雑草駆除する。箒にて落ち葉等のゴミを除去する。

※衛生的かつ良質な清掃作業を行う為に、清掃従事者を教育、指導を行う責任者は、ビルクリーニング

技能士(国家検定合格者構成労働大臣交付)又は、清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条2号イの規定により厚生労働大臣の指定する講習会修了者)が担当する。

内拭きマット仕様

品 名	規 格
吸水マット	1500mm×2400mm 1枚（玄関口）

【定期清掃】

材質名(作業名)	作 業 内 容
フローリング	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。 2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。 3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う 4. 乾燥後適正ドレッシングオイルを均一に塗布乾燥させる。 5. 移動したものを元の位置に戻す。 ※油性ワックスの使用禁止
化学タイル (床洗浄ワックス塗布)	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。 2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。 3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う 4. 乾燥後適正ワックスを均一に塗布乾燥させる。 5. 移動したものを元の位置に戻す。
ガラス (ガラスクリーニング)	1. 水、又は洗剤にて付着した汚れ、埃、テープ跡を取り除き、スクイジにて仕上げる。 2. ガラス面に水分が残った場合は、ウエスにて乾拭きし仕上げる。
網戸	1. 洗剤にて付着した汚れ、埃をウエス又はストリッパーで拭き上げる。 2. ウエスで乾拭きし仕上げる。
エアコン (フィルター清掃)	フィルターを外し、専用の洗剤にて洗浄し、乾燥後取り付け。エアコンの設置箇所等については下記のとおりとする。 事務室…天井吊り式エアコン1台 会議室…天井吊り式エアコン2台

※定期作業は、清掃従事者が立会い作業の状態、終了確認を行う。

◆三潞 B&G 海洋センタープール

室 名	床 材 質	面積	日常清掃	定期清掃	特別清掃	備 考
事務室			適時	-	開所前	エアコンフィルター
玄関			適時		開所前	
プール			1回／週	-	開所前	利用状況・天候に応じて適時
プールサイド	防 滑 性 ビ ニ ールシート	425	適時	2回／年	開所前	7月、8月
ロッカー室	防 滑 性 ビ ニ ールシート	88.4	適時	2回／年	開所前	7月、8月
便所(男・女)			2回／週	2回／年	開所前	利用状況・天候に応じて適時
アプローチ	防 滑 性 ビ ニ ールシート	77.6	適時	2回／年	開所前	7月、8月
敷地内及び周辺の 草取り、除草、落葉除去	-	-	適時	-	開所前	利用状況・天候に応じて適時

【日常清掃】

清 掃 箇 所	作 業 内 容
事務室・玄関	1. 床面の形状に合わせて、箒・掃除機を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 3. 窓、窓台、手摺り、椅子、テーブルその他備品を拭き上げる。 (出入口ガラス、人がよく触れる箇所においては美観が低下しやすいため適宜点検清掃を行う。) 4. ゴミ箱、灰皿等の設置がある場合は、内容物を処理し、容器を拭き上げる。 5. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
便所・ロッカー室(シャ ワー室含む)	1. 床面の形状に合わせて、箒・掃除機を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 (硬器質タイル床は定期的に洗剤を用いて洗浄し汚れの定着を防止する。) 3. ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理し、容器を拭き上げる。 4. 換気扇の化粧パネルを清掃する。 5. 便器・洗面台を洗浄し、拭き上げる。 6. 金属部分(フラッシュバルブ等)、扉、鏡、面台、間仕切りを拭き上げる。 7. トイレトペーパー等の消耗品を補充する。 8. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。 (トイレで使用する資材においてはカラーリングにて明確に区別する。)
プール	1. 休憩時間毎に水面・側面・底面の汚れ、ゴミ等を除去する。 2. 底面の汚れ除去を週1回以上行い、プール内の水質を維持する。
プールサイド・アプロ ーチ	1. 床面の形状に合わせて、箒・掃除機を用いて除塵する。 2. その他清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。

※衛生的かつ良質な清掃作業を行う為に、清掃従事者を教育、指導を行う責任者は、ビルクリーニング

技能士(国家検定合格者構成労働大臣交付)又は、清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条2号イの規定により厚生労働大臣の指定する講習会修了者)が担当する。

【定期清掃】

材質名(作業名)	作 業 内 容
ビニール系床材	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。

化学タイル	2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。)
	3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う
	4. 移動したものを元の位置に戻す。

※定期作業は、清掃従事者が立会い作業の状態、終了確認を行う。

【特別清掃(開所前清掃)】

閉所期間の汚れを落とし開所できる状態にする

材質名(作業名)	作 業 内 容
ビニール系床材 化学タイル	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。
	2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。)
	3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う
	4. 移動したものを元の位置に戻す。
プール	1. プールの水を抜く。
	2. 側面・底面をポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。
	3. 洗剤分が残らないように清水洗浄を行う。
	4. 水入れ前に排水口等の金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか点検する。
	5. プールを満水にする。
草取り・除草	除草・雑草駆除する。箒にて落ち葉等のゴミを除去する。
エアコン (フィルター清掃)	フィルターを取外し、専用の洗剤にて洗浄し、乾燥後取り付け。エアコンの設置箇所等については下記のとおりとする。 事務室…壁掛け式エアコン1台

◆三潞 B&G 海洋センター艇庫

室 名	床 材 質	面積	日常清掃	定期清掃	特別清掃	備 考
事務室・会議室			1回/週		開所前	エアコンフィルター
便所(男・女・多目的)			1回/週	-		
敷地内及び周辺の草取り、除草、落葉除去	-	-	適時	-	開所前	利用状況・天候に応じて適時

【日常清掃】

清 掃 箇 所	作 業 内 容
便所	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。
	2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 (硬質タイル床は定期的に洗剤を用いて洗浄し汚れの定着を防止する。)
	3. ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理し、容器を拭き上げる。
	4. 換気扇の化粧パネルを清掃する。
	5. 便器・洗面台を洗浄し、拭き上げる。
	6. 金属部分(フラッシュバルブ等)、扉、鏡、面台、間仕切りを拭き上げる。
	7. トイレトペーパー等の消耗品を補充する。
	8. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。 (トイレで使用する資材においてはカラーリングにて明確に区別する。)

事務室・会議室	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。
	2. 壁掛け式エアコンフィルターの除塵する。
	3. その他清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。

※衛生的かつ良質な清掃作業を行う為に、清掃従事者を教育、指導を行う責任者は、ビルクリーニング

技能士(国家検定合格者構成労働大臣交付)又は、清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条2号イの規定により厚生労働大臣の指定する講習会修了者)が担当する。

【特別清掃(開所前清掃)】

閉所期間の汚れを落とし開所できる状態にする

材質名(作業名)	作業内容
エアコン (フィルター清掃)	フィルターを取外し、専用の洗剤にて洗浄し、乾燥後取り付け。エアコンの設置箇所等については下記のとおりとする。 事務室…壁掛け式エアコン1台 会議室…天井吊り式エアコン1台
草取り・除草	除草・雑草駆除する。箒にて落ち葉等のゴミを除去する。
ビニール系床材 化学タイル	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。
	2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。)
	3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う。
	4. 移動したものを元の位置に戻す。

◆三潞農村運動広場

室 名	床 材 質	面積	日常清掃	定期清掃	特別清掃	備 考
便所	-	-	1回/週	-	-	トレーニングセンター横
	-	-	1回/週	-	-	バックネット裏
	-	-	1回/週	-	-	ゲートボール場
敷地内及び周辺の草 取り、除草、落葉除去	-	-	適時	-	-	利用状況・天候に応じて適時
グラウンド整備				適 時		利用状況・天候に応じて適時

【日常清掃】

清 掃 箇 所	作業内容
便所	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。
	2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 (硬器質タイル床は定期的に洗剤を用いて洗浄し汚れの定着を防止する。)
	3. ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理し、容器を拭き上げる。
	4. 換気扇の化粧パネルを清掃する。
	5. 便器・洗面台を洗浄し、拭き上げる。
	6. 金属部分(フラッシュバルブ等)、扉、鏡、面台、間仕切りを拭き上げる。
	7. トイレトペーパー等の消耗品を補充する。
	8. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。 (トイレで使用する資材においてはカラーリングにて明確に区別する。)
草取り・除草	1. 除草・雑草駆除する。箒にて落ち葉等のゴミを除去する。

※衛生的かつ良質な清掃作業を行う為に、清掃従事者を教育、指導を行う責任者は、ビルクリーニング

技能士(国家検定合格者構成労働大臣交付)又は、清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条2号イの規定により厚生労働大臣の指定する講習会修了者)が担当する。

◆城島体育館

階数	室 名	床 材 質	面積	日常清掃	定期清掃	特別清掃	備 考
1	玄関	磁器質タイル	25.0	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	ミーティングルーム	長尺シート	27.5	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	事務室	長尺シート	17.5	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	控室	長尺シート	31.3	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	更衣室(男女)	長尺シート	22.5	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	便所(男女)	磁器質タイル	27.5	適 時	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	アリーナ	フローリング	1178.0	1回/2日	3回/年	-	モップがけ及びモップの清掃
1	ステージ	フローリング	78.52	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	階段・通路	長尺シート	105.2	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	倉庫	長尺シート	38.2	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	放送室	長尺シート	6.9	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
2	観覧席	長尺シート	168.0	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
2	階段	長尺シート	53.7	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
2	通路	長尺シート	90.6	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
2	倉庫	長尺シート	30.2	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
	敷地内及び周辺の草取り、除草、落葉除去	-	-	適時	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃

・利用状況・天候に応じて適時清掃…基準回数を基本として行うが、状況に応じその回数以上を行う。

【日常清掃】

清 掃 箇 所	作 業 内 容
玄関・通路・階段	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 3. 窓、窓台、手摺り、椅子、テーブルその他備品を拭き上げる。 (出入口ガラス、人がよく触れる箇所においては美観が低下しやすいため適宜点検清掃を行う。) 4. ゴミ箱、灰皿等の設置がある場合は、内容物を処理し、容器を拭き上げる。 5. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
事務室・会議室	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 3. ゴミ箱の内容物を処理し、容器を拭き上げる。 4. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
アリーナ・ステージ	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。 2. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
便所・更衣室・洗面所	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 (硬器質タイル床は定期的に洗剤を用いて洗浄し汚れの定着を防止する。)

	3. ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理し、容器を拭き上げる。
	4. 換気扇の化粧パネルを清掃する。
	5. 便器・洗面台を洗浄し、拭き上げる。
	6. 金属部分(フラッシュバルブ等)、扉、鏡、面台、間仕切りを拭き上げる。
	7. トイレトペーパー等の消耗品を補充する。
	8. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。 (トイレで使用する資材においてはカラーリングにて明確に区別する。)
草取り・除草	1. 除草・雑草駆除する。箒にて落ち葉等のゴミを除去する。

※衛生的かつ良質な清掃作業を行う為に、清掃従事者を教育、指導を行う責任者は、ビルクリーニング

技能士(国家検定合格者構成労働大臣交付)又は、清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条2号イの規定により厚生労働大臣の指定する講習会修了者)が担当する。

【定期清掃】

材質名(作業名)	作 業 内 容
フローリング	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。 2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。 3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う 4. 乾燥後適正ドレッシングオイルを均一に塗布乾燥させる。 5. 移動したものを元の位置に戻す。 ※油性ワックスの使用禁止
化学タイル (床洗浄ワックス塗布)	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。 2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。 3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う 4. 乾燥後適正ワックスを均一に塗布乾燥させる。 5. 移動したものを元の位置に戻す。
ガラス (ガラススクリーニング)	1. 水、又は洗剤にて付着した汚れ、埃、テープ跡を取り除き、スクイジにて仕上げる。 2. ガラス面に水分が残った場合は、ウエスにて乾拭きし仕上げる。
網戸	1. 洗剤にて付着した汚れ、埃をウエス又はストリッパで拭き上げる。 2. ウエスで乾拭きし仕上げる。

※定期作業は、清掃従事者が立会い作業の状態、終了確認を行う。

◆城島トレーニングセンター

階数	室 名	床 材 質	面積	日常清掃	定期清掃	特別清掃	備 考
1	トレーニング室	長尺シート	300.0	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	ミーティングルーム	長尺シート	40.0	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	更衣室(男女)	長尺シート	50.0	1回/2日	1回/年	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	便所(男女)	長尺シート		1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃
1	通路	長尺シート	10.0	1回/2日	-	-	利用状況・天候に応じて適時清掃

・利用状況・天候に応じて適時清掃…基準回数を基本として行うが、状況に応じその回数以上を行う。

【日常清掃】

清 掃 箇 所	作 業 内 容
通路・トレーニング室	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。
	2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。
	3. 窓、窓台、手摺り、椅子、テーブルその他備品を拭き上げる。 (出入口ガラス、人がよく触れる箇所においては美観が低下しやすいため適宜点検清掃を行う。)
	4. ゴミ箱、灰皿等の設置がある場合は、内容物を処理し、容器を拭き上げる。
	5. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
ミーティングルーム	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。
	2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。
	3. ゴミ箱の内容物を処理し、容器を拭き上げる。
	4. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。
便所・更衣室	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。
	2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 (硬器質タイル床は定期的に洗剤を用いて洗浄し汚れの定着を防止する。)
	3. ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理し、容器を拭き上げる。
	4. 換気扇の化粧パネルを清掃する。
	5. 便器・洗面台を洗浄し、拭き上げる。
	6. 金属部分(フラッシュバルブ等)、扉、鏡、面台、間仕切りを拭き上げる。
	7. トイレトペーパー等の消耗品を補充する。
	8. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。 (トイレで使用する資材においてはカラーリングにて明確に区別する。)

※衛生的かつ良質な清掃作業を行う為に、清掃従事者を教育、指導を行う責任者は、ビルクリーニング技能士(国家検定合格者構成労働大臣交付)又は、清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条2号イの規定により厚生労働大臣の指定する講習会修了者)が担当する。

【定期清掃】

材質名(作業名)	作 業 内 容
フローリング 化学タイル (床洗浄ワックス塗布)	1. 容易に移動できるもの(椅子、ゴミ箱等)は、移動する。
	2. 床面の除塵を行い、ポリッシャーにて専用洗剤を塗布洗浄する。 (ポリッシャーで洗浄できない箇所においては手作業で丁寧に行う。)
	3. 洗浄汚水を回収し、洗剤分が残らないようにモップで清水拭き上げを行う
	4. 乾燥後適正ワックスを均一に塗布乾燥させる。
	5. 移動したものを元の位置に戻す。
ガラス (ガラスクリーニング)	1. 水、又は洗剤にて付着した汚れ、埃、テープ跡を取り除き、スクイジにて仕上げる。
	2. ガラス面に水分が残った場合は、ウエスにて乾拭きし仕上げる。
網戸	1. 洗剤にて付着した汚れ、埃をウエス又はストリッパーで拭き上げる。
	2. ウエスで乾拭きし仕上げる。

※定期作業は、清掃従事者が立会い作業の状態、終了確認を行う。

◆城島ふれあい広場

室 名	床 材 質	面積	日常清掃	定期清掃	特別清掃	備 考
便所	-	-	1回／週	-	-	
敷地内及び周辺の草取り、除草、落葉除去	-	-	適時	-	-	利用状況・天候に応じて適時

【日常清掃】

清 掃 箇 所	作 業 内 容
便所	1. 床面の形状に合わせて、ダスタークロス・箒を用いて除塵する。 2. 硬質床においては、モップにて水拭き又は洗剤拭きを行い床面に付着した汚れを除去する。 (硬器質タイル床は定期的に洗剤を用いて洗浄し汚れの定着を防止する。) 3. ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理し、容器を拭き上げる。 4. 換気扇の化粧パネルを清掃する。 5. 便器・洗面台を洗浄し、拭き上げる。 6. 金属部分(フラッシュバルブ等)、扉、鏡、面台、間仕切りを拭き上げる。 7. トイレトペーパー等の消耗品を補充する。 8. その他日常的に清掃可能な箇所を状況に応じ適切な方法で処置する。 (トイレで使用する資材においてはカラーリングにて明確に区別する。)
草取り・除草	1. 除草・雑草駆除する。箒にて落ち葉等のゴミを除去する。

※衛生的かつ良質な清掃作業を行う為に、清掃従事者を教育、指導を行う責任者は、ビルクリーニング

技能士(国家検定合格者構成労働大臣交付)又は、清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条2号イの規定により厚生労働大臣の指定する講習会修了者)が担当する。

【塵芥処理】 体育施設内のごみは定期的に収集・分別し、指定の方法により排出すること。

【雑役】 散水、構内整理等を必要に応じて実施すること。

【その他】 上記以外の事項であっても、現場の状況に応じて、市が清掃管理上で必要と認め、指示する軽易な作業を行うこと。

3. 作業時間

- (1) 日常清掃については、原則として午前8時30分から午後5時までの開館時間内で作業するものとする。
- (2) 定期清掃、特別清掃については、原則として休館日に作業するものとする。

4. 一般的注意事項

- (1) 常に体育施設の清潔を維持するため、責任ある作業に努めるとともに、市から要求があったときは、作業終了時の立会い検査に応じること。この場合、要求があれば作業の補正を実施すること。
- (2) 作業の実施に当たり、疑義が生じたときは、必ず市の指示を受け実施すること。
- (3) 清掃業務に使用する洗剤、はく離剤、樹脂ワックス等は、建築物の構造機能及び材質を損傷又は変質させないように、品質が良好で環境に配慮した適正なものを使用すること。
- (4) 清掃用の機械器具、材料等及び衛生消耗品(ごみ袋：久留米市指定、汚物袋、石鹼、トイレトペーパー等)は、すべて指定管理者の負担とする。

② 警備に関する業務

1. 業務の範囲

体育施設の建物及びその周辺の敷地内

2. 業務概要

(1) 常駐警備

常駐警備の業務内容等は次のとおりとする。

- ① 建物内及び敷地内における警備
 - ・盗難、放火、施設の破壊、その他不法行為者の発見と排除
 - ・不法侵入者、潜伏者、その他不審者の発見と排除
 - ・主要各室の点検
 - ・開館時間内における警備案内
 - ・設営時の立会、指導、警備
 - ・各出入口、各室及び各窓の施錠の確認
- ② 建物内及び敷地内における盗難及び火災の防止
 - ・各消火設備の確認
 - ・火災発見と初期消火
- ③ その他警備に付随する業務
 - ・室場、倉庫等の鍵の開閉
 - ・事故発生時における関係者への連絡通報
 - ・建物内の消灯及び防犯灯の点灯、消灯の確認
- ④ 美観の保持
- ⑤ 郵便物の受付
- ⑥ 来場者の誘導案内、整理
- ⑦ 事故報告書等による業務報告

(2) 定時巡回

定時巡回は開館日において1日3回以上とし、業務内容等は次のとおりとする。

- ① 午前 1回以上
- ② 午後（閉館までの時間） 2回以上

(3) 機械警備

対象物件：みづま総合体育館、三潕農業者トレーニングセンター、城島体育館、城島トレーニングセンター

警備対象物件に警報機器を設置し、伝達してくる諸情報（火災警報を含む）を中央管制本部で監視し、異常事態に対応して緊急出動を行い、必要な処置を行うこと。

なお、警報のために専用の通信回線を設置し、断線状態に対する通信確保の措置を講ずること。

① 防犯業務

- ・機械警備実施時間は次のとおりとする。
 - 開館日 ： 閉館時間から翌開館時間まで
 - 閉館日 ： 終日
- ・異常信号受信時の対応
 - 機械警備時間中に施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を急行せしめ、異常事態の確認を行い、必要な処置を執ること。

② 火災・防災監視業務

- ・機械警備実施時間は次のとおりとする。
 - 開館日 ： 終日
 - 閉館日 ： 終日
- ・異常信号受信時の対応
 - 火災・防災信号を受信した場合、消防機関への通報、現場確認、初期消火等必要な措置を講ずること。

③ 緊急連絡体制の確立

本業務を行うにあたり、緊急連絡体制を確立させ、緊急時の速やかな対応ができるよう、設置業者等との連絡を図ること。

③ 自家用電気工作物保守点検に関する業務

1. 点検の範囲

(1) 対象設備

① みづま総合体育館

受電設備容量 850KVA
(単相 100KVA×2台 三相 150KVA×1台、500KVA×1台)
受電電圧 6,600V
発電機 非常用 3φ 50KVA
発電所 常用 3φ 10KVA (太陽光発電)

② 三潞農業者トレーニングセンター、三潞農村運動広場

受電設備容量 625KVA
(単相 150KVA×1台、75KVA×1台、三相 200KVA×2台)
※令和7年度から実施予定である ZEB 化改修工事に伴い、キュービクルの増設が予定されているため、受電設備容量が下記のとおり変更となる可能性があります。変更時期は令和8年9月頃を予定しています。
受電設備容量 700KVA
(単相 150KVA×1台、75KVA×1台、三相 200KVA×1台、150KVA×1台、増設キュービクル分 単相 50KVA×1台、三相 75KVA×1台)

受電電圧 6,600V
発電機 非常用 28KVA

③ 城島体育館、城島トレーニングセンター

受電設備容量 345KVA
(単相：75KVA、20KVA 三相：50KVA、200KVA)
受電電圧 6,600V

2. 保安全管理業務内容

保安全管理業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の設置または変更の工事について、設計の審査、工事の監督、及び竣工検査を行い、必要な指示または助言を行う。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、指導、協議または助言を行うと共に、当該電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合は、これについて指示または助言を行う。
- (3) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導すると共に、事故原因を探求し、再発防止についてとるべき措置を指示または助言し、必要に応じ精密検査を行う。
- (4) 法令に基づく官庁検査の立会。

3. 保安全管理業務の方法

- (1) 点検、測定および試験は、次に掲げるものとする。
 - ア 通常点検 1回/隔月 (ただし、常時24時間絶縁監視装置を設置すること)
 - イ 定期点検 別に示す。
- (2) 電気工作物の設置、改造の工事期間中、工事の監督を週1回行う。

4. 保守の範囲

定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換または補充
 - ①潤滑油、グリス、充填油等
 - ②ランプ類、ヒューズ類
 - ③パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）
 - ④精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）
- (7) その他これらに類する軽微な作業

5. 点検の実施

- (1) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- (2) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (3) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (4) 定期点検の点検周期の表記は下記による。
 - 2 Mは2ヶ月1回、6 Mは6ヶ月に1回、1 Yは1年に1回行うものとする。
- (5) 高圧（特別高圧を含む）及び低圧電圧にかかる点検は原則として停電時に行う

6. 応急処置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに市に報告する。
- (2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに市に報告する。
- (3) 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、指定管理者負担とする。

7. 点検の省略

- (1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
 - (a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
 - (b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
 - (c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
 - (d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
 - (e) 足場のない給気又は排気のための塔
- (2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

8. 点検及び保守に伴う注意事項

- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

9. その他

- (1) 指定管理者が本業務を再委託する場合において、受託者が他の業者に契約変更になった場合には、変更前受託者、指定管理者、変更後受託者の3者による引継を実施し、保守管理業務が円滑に引継がれる様に努めること。
- (2) 保安規定により定められている点検項目、点検内容及び周期は、本仕様書に優先する。なお、保安規程により定められていない事項は、本仕様書による。
- (3) 指定管理者が本業務を再委託する場合において、受託者は、受託後速やかに、保守対象部分の単線結線図、盤系統図を作成の上、指定管理者に提出のこと。また、受託期間中に施設の変更があった場合も同様とする。

電気設備の点検項目及び点検内容（通常点検）

1. 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。
なお、周期については、1 M、1 W、1 Dは、全て2 Mに読み替えるものとする。

2. 電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.照明器具	共用部分の点灯状態の確認を行う。	1M	
2.分電盤、照明制御盤等	①異常音の有無を確認する。 ②各開閉器等の開閉状態を点検する。	1M 1M	
3.制御盤	①異常音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。 ②コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検する。	1M 1M	

3. 受変電設備

受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当者又は電気主任技術者に報告する。

点検項目	点検内容	周期	備考
1.盤類 【配電盤、パイプフレーム、さく等】	①扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ②汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無を点検する。 ③ボルトの緩みの有無を点検する。 ④雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検する。 ⑤標識の汚損及び取付け状態を点検する。	1M 1M 1M 1M 1M	
2.特別高圧機器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認する。	1D	
3.高圧機器 a.変圧器 【モールド変圧器、油入変圧器】	異常音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1W	
b.交流遮断器・断路器・負荷開閉器・電磁接触器	異常音、異臭、漏油等の有無を点検する。	1D	
c.計器用変成器・変流器	①汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検する。	1W	

	②接続部の変色の有無を点検する。 ③接地線の外れ、断線等の有無を点検する。	1W 1W	
d.指示計器、表示 操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。 ②配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認 する。	1D 1M	
e.高圧進相コン デンサ・直列リ アクトル	異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1W	
4.低圧機器			
a.開閉器類 【配線用遮断機、 漏電遮断機、電 磁接触器】	①異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。 ②開閉表示状態（指示、点灯）を確認する。	1M 1M	
b.指示計器、表示 操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。 ②配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認 する。	1D 1M	
c.低圧進相コン デンサ・直列リ アクトル	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1W	

4. 自家発電設備

自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

点検項目	点検内容	周期	備考
1.自家発電装置	①燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。 ②冷却水の量及び漏れの有無を点検する。	1D 1D	
2.配電盤	①配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェ ック等により点検する。 ②自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切替スイ ッチの自動側位置等)にあることを確認する。	1M 1W	・装置搭載盤を含 む。 ・装置搭載盤を含 む。
3.補機付属装置			
a.始動用蓄電池 装置			
イ.整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。 ②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1D 1W	
ロ.始動用蓄電 池装置	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。 ②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあ ることを確認する。 ③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W 1W 1W	
b.始動用空気圧 縮装置	①充気された空気を圧力計指示値により確認する。 ②空気槽内の水抜きを行う。	1W 1W	

c.燃料タンク、燃料移送ポンプ等	①タンク、ポンプ及び配管の油漏れ並びに変形、損傷等の有無を点検する。	1W	
	②油量を点検する。	1W	
d.冷却水タンク	①タンク、機器及び配管の水漏れ並びに変形、損傷等の有無を点検する。	1W	
	②冷却水の水量等を点検する。	1W	
e.ラジエータ	①ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検する。	1W	
	②ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W	
f.換気装置	①自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。	1M	
	②給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることを確認する。	1M	
g.排気管、消音器	①排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。	1M	
	②排気管等の支持金具の緩みの有無を点検する。	1M	
h.バルブ	各種バルブの開閉状態を点検する。	1M	
4.試運転	①試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間を確認する。	1M	
	②運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。	1M	
	③回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値を確認する。	1M	
	④試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切り替えて、運転待機状態にあることを確認する。	1M	

5. 直流電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。	1D	
	②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1W	
2.蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

6. 交流無停電電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.整流装置、インバータ装置	①汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1W	
	②各計器の指示値を確認する。	1D	
	③表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。	1M	
2.蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	

	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

7. 構内配電線路・通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考
構内配電線路・通信線路	①架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔距離並びにたるみ、損傷等の有無を点検する。	1M	
	②電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検する。	1M	
	③引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無を点検する。	1M	
	④マンホール及びハンドホールのふたの損傷の有無を点検する。	1M	

8. 外灯

点検項目	点検内容	周期	備考
外灯	①点灯状態を点検する。	1D	
	②灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無を点検する。	1M	

9. 雷保護設備

点検項目	点検内容	周期	備考
雷保護設備	①突針支持管の取付け状態を点検する。	1M	
	②棟上げ導体の取付け状態及び損傷等の有無を点検する。	1M	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）電灯・動力設備

1. 分電盤（耐熱形分電盤を含む）、開閉器箱・照明制御盤

点検項目	点検内容	周期	備考
1. キャビネット a. 屋内型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	②汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	・耐熱形分電盤に限る。
	④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	6M	・耐熱形分電盤（1種）に限る。
	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	②汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	④盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は
b. 屋外型			

	る。 ⑤断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	6M とする。 ・耐熱形分電盤に限る。
2. 導電部	①汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6M とする。
a. 母線、分岐導体、盤内配線支持物等	②異常音、異臭及び変色の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6M とする。
	③導電接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6M とする。
b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6M とする。
3. 機器 【遮断器、継電器、電磁接触器、タイマー、リモコン、変圧器等】	①テストボタン(漏電遮断器)による動作の確認を行う。	1Y	
	②各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6M とする。
	③点検時を除き非常用ブレーカーが ON（入）になっていることを確認する。	6M	・耐熱形分電盤に限る。
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	・耐熱形分電盤は6M とする。
5. 接地抵抗	単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	・耐熱形分電盤は6M とする。

2. 制御盤

点検項目	点検内容	周期	備考
1. キャビネット	1. 分電盤（耐熱形分電盤を含む）、開閉器箱・照明制御盤の当該事項による。 なお、フィルターがある場合は、目詰まりを点検する。	1Y	
2. 導電部	1. 分電盤（耐熱形分電盤を含む）、開閉器箱・照明制御盤の当該事項による。		
3. 機器、制御回路	①テストボタン(漏電遮断器等)による動作確認を行う。	1Y	
a. 遮断器、電磁接触器、継電器、端子台、制御スイッチ、計器、変流器、インバータ、表示灯、進相コンデンサ、ヒューズ類	②異常音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1Y	
	③機器取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④単位装置ごとに試験運転を行い運転電流を確認する。	1Y	
	⑤換気扇の回転状態、異常音の有無を点検する。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。	1Y	
	⑥液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。	1Y	
	⑦インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。	1Y	
b. 制御回路	①自動、連動運転等のシステム運転の確認を行う。	1Y	
	②警報装置の動作確認を行う。	1Y	
	③液面継電器の動作確認を行う。	1Y	
	④インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。	1Y	

4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 接地抵抗	単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

3. 幹線

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ケーブル等の配線	①ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ②端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ③ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。 ④垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
2. バスダクト	①接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。 ②接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	1Y 1Y	
3. ケーブルラック及び配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無を点検する。	1Y	
5. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検） 受変電設備

1. 配電盤等（内部機器を除く）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 電気室	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ②取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③室内温度及び湿度の測定を行い、その良否を点検する。 ④室内整理状況の良否を点検する。 ⑤点検及び操作上必要な照度が確保されているかを確認する。 ⑥保守点検に必要な通路が確保されているかを確認する。 ⑦電気室の用途以外に使用されていないかを確認する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	
2. 配電盤 a. 盤外観	①配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ②盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ③点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y	

b. 開放形母線、 閉鎖型盤内部 【各機器を除く】	④開放形の場合は、パイプフレーム等の据付け状況の良否及び締付けボルトの緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否を点検する。	1Y	
	①内部の床上、機器仕切板等の清掃を行う。	1Y	
	②母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	③機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑥配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。	1Y	
	⑦盤内照明の点灯及び換気扇の作動の良否を点検する。	1Y	
3. 外部配線			
a. ケーブル等の配線	3. 幹線の当該事項による。		
b. バスダクト	3. 幹線の当該事項による。		
c. ケーブルラック及び配管	3. 幹線の当該事項による。		
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

2. 変圧器（モールド変圧器、油入変圧器、特別高圧ガス入変圧器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. モールド変圧器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。	1Y	
	⑤タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑦冷却ファン付きは、外観及び作動の良否を点検する。	1Y	
	⑧負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。	6Y	
	⑨巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検する。	1Y	
2. 油入変圧器	1. 「モールド変圧器」①から⑧によるほか、次による。 ①油面計により、油量の良否を確認する。 ②放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。 ③油劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油	1Y 1Y 1Y	

3. 特別高圧ガス入変圧器	面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。		
	④絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験 ・油中ガス分析 ・油中水分分析	5Y	油中ガス分析は状況に応じて行うこととし、点検周期は3Yとする。
	1. 「モールド変圧器」①から⑧によるほか、次による。		
	①ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	②圧力計の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	③ガス強制循環式のものは、ガス送風機の異常音の有無を点検する。	1Y	
	④密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作、復帰の点検をする。	1Y	
	⑤ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給する。また、振動に異常が無いことを確認する。	3Y	
	⑥ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認する。	3Y	

3. 交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、特別高圧ガス遮断器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 真空遮断器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。	1Y	
	⑤制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑦開閉特性試験を行う。次の測定又は試験を行い、良否を確認する。 ・閉極時間、開極時間及び三相不揃い時間 ・最低動作時間 ・引外し自由動作 ・インターロック試験	6Y	
	⑧操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。	3Y	
	⑨真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。	1Y	
	⑩真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を点検する。	6Y	
	⑪各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否を点検する。	6Y	
2. 油遮断器	1. 「真空遮断器」①から⑤によるほか、次による。		
	①油量が適切であることを確認する。	1Y	
	②絶縁油について次の試験を行い、その良否を確認する。	6Y	

3. 特別高圧ガス遮断器 【特別高圧用】	る。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験 ③内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。	6Y	
	13「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）」による。		

4. 断路器

点検項目	点検内容	周期	備考
断路器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
	⑥操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	

5. 計器用変成器

点検項目	点検内容	周期	備考
計器用変成器・変流器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
	⑦二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑧絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

6. 避雷器

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑤ギャップなし避雷器の場合は、漏れ電流測定を行い、その良否を確認する。	3Y	

7. 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開閉器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部	1Y	

	の良否を点検する。		
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
2. 開放形気中開閉器【LBS】	⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	1. 「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。		
	①接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	②電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
3. 真空開閉器	③操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	
	1. 「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。		
	①操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部分及び機構部の劣化グリスを取り除き、適量のグリスを注油する。	3Y	
	②真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。	1Y	
	③真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を点検する。	6Y	
	④各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否を点検する。	6Y	

8. 高圧カットアウト

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧カットアウト	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
	⑦絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

9. 高圧電磁接触器

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧電磁接触器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤接触器の開閉動作及び開閉表示の良否を点検する。	1Y	
	⑥油入形の場合は、油面計により油量が適正であることを確認する。	1Y	
	⑦操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。	3Y	

	⑧内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。	3Y	真空バルブがある 場合に限る 〃 〃
	⑨真空バルブの表面の汚れの有無を点検する。	1Y	
	⑩真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を点検する。	6Y	
	⑪各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否を点検する。	6Y	

10. 力率改善装置

点検項目	点検内容	周期	備考
力率改善装置 【進相コンデンサ 直列リアクトル】	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	採取可能の場合に限る
	②コンデンサはケースの膨れを点検する。	1Y	
	③本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤油入式直列リアクトルは、絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験	1Y	
	⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

11. 指示計器、表示操作及び保護継電器

点検項目	点検内容	周期	備考
指示計器、保護継電器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	⑤各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。	1Y	
	⑥保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。	1Y	
	⑦シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。	1Y	
	⑧保護継電器の動作特性試験を行う。	1Y	

12. 低圧開閉器類（配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等）

点検項目	点検内容	周期	備考
低圧開閉器類 【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等】	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。	1Y	
	⑤配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	1Y	

13. 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）

点検項目	点検内容	周期	備考
特別高圧ガス絶縁 スイッチギヤ 【GIS、C-GIS】	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	

	③引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損、き裂の有無を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑥開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否を点検する。	1Y	
	⑦密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作復帰の点検をする。	1Y	
	⑧絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑩ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認する。	6Y	

14. その他の特別高圧関連機器

点検項目	点検内容	周期	備考
充電判定装置	電力会社の送電を確認する充電判定装置の端子接続状況及び作動の良否を点検する。	1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検） 自家発電設備

- (a) 消防法の適用を受ける自家発電設備は、消防法及びこれに基づく総務省令等の定めるところによる。
- (b) 本仕様書は、消防法による非常電源、建築基準法による予備電源（以下「防災電源」という。）となる自家発電設備に適用する。
- (c) 運転試験は、6Mは無負荷、1Y及び6Yは負荷状態で実施する。また、非常用発電機の運転性能に関する点検については、消防用ポンプ等を用いた負荷試験を実施すること。

1. 自家発電設備

- ・本項目は消防法による非常電源及び防災電源となる自家発電装置に適用する。
- ・運転試験は、6Mは無負荷、1Y及び6Yは負荷状態で実施する。
- ・周期について、消防法の基準を満たすものは1Yを6Yに読み替えるものとする。

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 発電機室等	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。	6M	
	②取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。	6M	
	③保守用 I ビーム、チェーンブロック等にさび及び取付けボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。	6M	
	④廃油処理が行われていることを確認する。	6M	
	⑤照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。	6M	
	⑥各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。	6M	
	⑦点検上及び使用上障害となる不要物が置かれてないことを確認する。	6M	
2. 本体基礎部等	①共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	②防振装置（防振ゴム、ばね及びストッパー）のひび割	6M	[12 条点検]

3. 原動機 a. ディーゼル機 関・ガス機関	れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。		
	③付属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。	1Y	[12 条点検]
	④原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	1Y	[12 条点検]
	①原動機の据付け状況を点検する。	6M	[12 条点検]
	②各部の汚損、変形等の有無を点検する。	6M	
	③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。	6M	[12 条点検]
	④クランクケース、過給機、燃料ポンプ、調速機等各部の潤滑油量が適正であることを確認する。	6M	
	⑤潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。	6M	
	⑥機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・各シリンダの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	1Y	
	⑦燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。	1Y	
	⑧燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。	1Y	・紙フィルターは交換する。
	⑨過流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無を点検する。	1Y	
	⑩調速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況を点検する。	1Y	
	⑪潤滑油の交換は、潤滑油を潤滑油用プライミングポンプ、ウィングポンプ、ドレンプラグ等により排出し、フラッシング油を使用して清掃し、作業終了後フラッシング油を抜き取り新油を給油する。なお、潤滑油（製造者の指定品）の交換箇所は次による。 ・原動機油受 ・過給機油受 ・弁腕注油用タンク ・一体形燃料噴射ポンプ油受 ・調速機 ・空気圧縮機油受	6Y	
	また、次の各部にグリス油（製造者の指定品）を給油する。 ・冷却水ポンプ（電動機付） ・同上（機関付） ・燃料移送ポンプ		
	⑫潤滑油プライミングポンプ、ブースタ等を分解し、異常の有無を点検する。	6Y	
	⑬シリンダヘッドを取外し、分解清掃後、カラーチェック等により燃焼面のき裂及びストレッチによる変形の有無を点検する。また、取付け時、シリンダヘッド銅パッキン又はガスケットパッキンは交換する。	6Y	
	⑭吸・排気弁を取外し、分解清掃後、ばねの異常、弁棒と弁案内のしゅう動部の異常の有無を点検する。	6Y	
	⑮燃料噴射ポンプ及び吸排気弁用カム、タペットローラの摩耗、損傷、剥離等の有無を点検する。	6Y	
	⑯燃料噴射ポンプの吐出弁、弁座及び燃料高圧管の取付	6Y	

	け部の損傷の有無を点検する。		
	⑰シリンダライナ及びピストンは次による。 ・ 燃焼面のカーボンを除去し、清掃する。 ・ 燃焼面及びピストンとのしゅう動面に損傷の有無を点検する。 ・ ピストンとのしゅう動面の摩耗状態をシリンダゲージにより測定する。 ・ シリンダライナを抜き出し、ジャケット側の腐食、損傷等の有無を点検する。 ・ ピストンを抜き出し、ピストン及びピストンリングの摩耗状態を点検する。	6Y	
	⑱給気管等の点検は、次による。 ・ 給気管内部に損傷の有無を点検する。 ・ 膨張継手の汚損、亀裂、破損等の有無を点検する。 ・ 給気冷却器付は、その内部を分解清掃後異常の有無を点検する。 ・ 過給横ケースの損傷、亀裂、腐食等の有無を点検する。	6Y	
	⑲冷却水ポンプの分解点検は、下記により行う。 ・ メカニカルシールのゴムリング部の摩耗及び割れの有無を点検する。 ・ インペラの損傷、き裂、腐食等の有無を点検する。 ・ ケーシング本体との隙間を測定する。	6Y	
	⑳下記の空気諸弁を分解清掃後、弁及び弁座の面荒れの有無を点検する。 ・ 分配弁 ・ 塞止弁 ・ 始動・停止用電磁弁 ・ 減圧弁等	6Y	
	21. 始動電動機等の点検は、下記により行う。 ・ ブラシの摩耗状況を測定する。 ・ 整流子面に異常のないことを確認する。 ・ 開閉器主接点の面荒れを点検する。	6Y	
b. ガスタービン	①原動機の据付け状況を点検する。	6M	[12 条点検]
	②各部の汚損及び変形の有無を点検する。	6M	
	③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	④ボアスコープ等により燃焼器内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	⑤燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃は、 a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑧による。ただし、カートリッジ式は、カートリッジを交換する	1Y	
	⑥潤滑油交換は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑪による。	6Y	
	⑦下記燃焼器内部の分解点検及び清掃を行う。 ・ 燃料ノズルの燃料配管 ・ 燃焼器ケーシング部のヒートシールド板 ・ アース、ケーブル等 ・ ケーシング及びライナ ・ 点火プラグ及び燃料ノズル ・ ライナ内外表面の割れ、焼損、カーボンの付着 なお、分解点検後の組立ては注記による。	6Y	

4. 発電機	・燃料ノズルのガスケット両面には、シール剤を塗布する。 ・ノズル及びケーシングの取付けボルトには、二硫化モリブデン焼付防止剤又は同等品を塗布する。 ・ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検を実施する。		
	⑧タービン翼及びタービンノズルを下記により分解点検する。	6Y	
	・ライナを取外した状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検する。 ・ノズルのペーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、き裂等の有無を点検する。 なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無を点検する。		
	⑨圧縮機の分解点検は、次による。	6Y	
	・圧縮機吐出し圧力、取出しタップをプレートと共に取外し、同位置に専用測定器具を取付ける。 ・ガスタービンを起動し、回転速度数、圧縮機吐出し圧力、圧縮吐出し温度及び排気温度を記録する。 ・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用してガスタービンの性能低下があるか調査する。		
	⑩始動電動機等は、a.「ディーゼル機関・ガス機関」21.による。	6Y	
	①発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	②発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。	6M	
	③スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	6M	
	④接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する	6M	[12 条点検]
5. 発電機制御盤類 【発電機盤、自動始動盤、補機盤】 a. 盤本体・内部配線等	⑤ブラシ付発電機は、ブラシを引き出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃を行う。なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態を点検する。	6M	
	⑥軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。	1Y	
	⑦潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。	1Y	
	①盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	②主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。	6M	
	③主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色	6M	[12 条点検]

b. 盤内機器	の有無を点検する。		
	④碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検する。	6M	
	⑤接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	⑥スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	6M	
	①自動電圧調整装置（AVR）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検する。	6M	
	②交流遮断器は、受変電設備「3. 交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）」仕様書による。	6M	
	③手動断路器は、受変電設備「4. 断路器」仕様書による。	6M	
	④計器用変成器は、受変電設備「5. 計器用変成器」仕様書による。	6M	
	⑤負荷開閉器は、受変電設備「7. 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）」仕様書による。	6M	
	⑥指示計器、表示操作及び保護継電器は、受変電設備「11. 指示計器、表示操作及び保護継電器」仕様書による。	6M	[12 条点検]
	⑦配線用遮断器等の開閉器類は、受変電設備「12. 低圧開閉器類」仕様書による。	6M	
c. 制御回路部	①制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	②補機盤は、次による。		
	・補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
6 補機付属装置類	・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることを確認する。	6M	・検出用スイッチを作動させて運転してもよい。
	①直流電源設備「3. 蓄電池」仕様書による。	6M	
	②始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることを確認する。	6M	[12 条点検]
	①始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	②始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができることを確認する。	6M	[12 条点検]
	③附属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることを確認する。	6M	
	④安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることを確認する。	1Y	
	⑤空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否を確認する。	6M	
	⑥始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規定圧力	1Y	

	まで充気できることを確認する。		
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異常音、異常振動及び過熱がないことを確認する。また、自動充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることを確認する。	1Y	[12 条点検]
d. 燃料槽	①燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油面計の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性及びワイヤー等の損傷の有無を点検する。	6M	
	②燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	③燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。	6M	
	④燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。	1Y	
	⑤燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。	6Y	
	⑥燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。	6Y	
	⑦地下燃料タンクのマンホール内部のさびの有無を点検する。	1Y	
e. 燃料移送ポンプ	①ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。	1Y	
	②ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。	1Y	[12 条点検]
	③本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。	1Y	[12 条点検]
	④電動機との直結部分又はプーリ間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。	1Y	
	⑤軸封部分からの漏油の有無を点検する。	1Y	
f. ガス系統付属機器			
イ. ガス昇圧機	①損傷、油漏れ、水漏れ等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	②油量を確認する。	6M	
	③温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無を点検する。	1Y	
	④軸封部等の漏れの有無を点検する。	1Y	
ロ. 空熱比制御装置	①制御機器の作動を確認する。	1Y	
	②外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。	1Y	[12 条点検]
ハ. ガス調圧機【レギュレータ】	ガス調圧器を開放し、内部の点検をする。	6Y	
ニ. 逆火防止装置【フレイムアレスタ】	逆火防止装置を開放し、内部の点検をする。	6Y	
ホ. 点火装置	①点火プラグ・コードを点検する。	6M	
	②分配器（ディストリビュータ）を開放し、内部の点検をする。	1Y	
	③高電圧発生器を開放し、内部の点検をする。	6Y	

へ. ガス混合器 【ガスキキサ】	ガス混合器を開放し、内部の点検をする。	6Y	
g. 冷却水系統 地下水槽等	①ボールタップ等の自動給水装置の変形損傷等の有無を点検し、動作が正常であることを確認する。	6M	
	②地下水槽の水量を確認し、配管等の損傷、漏水等の有無を点検する。	6M	
	③冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装を行う。	6Y	
	④地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無を点検する。	6Y	
	⑤地下水槽内部の清掃、点検終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることを確認する。	6Y	
h. 冷却塔	①羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	②充填材の汚損の程度を点検する。	1Y	
	③冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無及び水の透明等を点検する。	1Y	
	④送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりを点検する。	1Y	
	⑤水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃を行う。	1Y	
	⑥自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無を点検し、金属製水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無を点検する。	1Y	
	⑦ボールタップのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態を確認する。	1Y	
	⑧フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に入・切することを確認する。	1Y	
	⑨通風装置のベルトを点検し、スリップによる摩耗、縁の切れ、底割れ、側面のひび割れ及び一部欠損の有無を点検する。	1Y	
i. 冷却水ポンプ	①圧力計の動作状態の良否を点検し、連成計及び圧力計の数値を確認する。	6M	
	②本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上昇等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	③本体と電動機との直結部分が正常であることを確認する。また、軸受部分からの漏水の有無を点検する。	6M	
	④ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩み等の有無を点検する。	1Y	
j. ラジエータ	①本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	②ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。	6M	
	③屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。	6M	
	④ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	6M	
k. 換気装置	①給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、き裂、異音、異常振動等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	②軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	6M	

1. 排気装置 イ 消音器	①支持金具、緩衝装置等に損傷の有無を点検する。 ②ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	6M 1Y	
ロ 排気管	①排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。 ②排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無を点検する。 ③排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。 ④室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。	6M 6M 6M 1Y	[12 条点検]
ハ 排気ガス処理装置 【三元触媒式処理装置、脱硝触媒式処理装置、水噴射式処理装置、蒸気噴射式処理装置】	①装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。 ②排気ガスを測定し、性能を確認する。 ③制御機器の作動の良否を確認する。	6M 6M 6M	[12 条点検]
m. 各種配管	①配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことを確認する。 ②配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。 ③原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。 ④温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。なお、点検で取り外したパッキンは交換する。 ⑤冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。	6M 6M 6M 1Y 1Y	[12 条点検] [12 条点検] [12 条点検]
7. 接地抵抗	①接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ②接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	6M 6M 1Y	[12 条点検] [12 条点検] [12 条点検]
8. 絶縁抵抗	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	1Y	
9. 耐震装置	①ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ②基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無を	6M 6M	[12 条点検] [12 条点検]

10. 運転機能 a. 試運転	点検し、耐震措置が適正であることを確認する。		
	①始動タイムスケジュール及びシーケンス(自動動作状況)を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。	6M	[12 条点検]
	②始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。ただし、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況を確認する。	6M	
	③運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力	6M	[12 条点検]
	④ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことを確認する。	6M	
	⑤運転中に異音(不規則音)、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	⑥保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。	6M	
	⑦自動始動盤の停止スイッチ(復電と同じ状態)による停止試験を行う。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により行う。	6M	
	⑧ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。	6M	
	⑨試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	6M	
b. 調速機	①瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の 100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	1Y	・100%負荷が確保できない場合は、状況に応じて部分負荷としてもよい。
	②瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	1Y	
c. 保護装置	保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。	1Y	・実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
d. 実負荷運転	①発電機の定格出力の 30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。 ・発電機の出、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力又は温度 ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力	1Y	

e. 予備品等	・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・原動機の回転速度 ・燃料消費量 ・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値を測定する		
	②発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。	1Y	[12 条点検]
	③運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。	1Y	[12 条点検]
	④運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検する。	1Y	[12 条点検]
	⑤敷地境界線において騒音測定を行う。	1Y	
	⑥発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。	1Y	
	⑦試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	1Y	
	①製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。	6M	
	②設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。	6M	
	③保守工具、取扱い説明書が備えてあることを確認する。	6M	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）避雷設備

1. 雷保護

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 受電部	取付け状態及び避雷導線との接続状態を確認する。	1Y	[12 条点検]
2. 避雷導線等	避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無を点検する。	1Y	[12 条点検]
3. 支持管	①支持金物の腐食、緩みの有無を点検する。 ②支持ボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無を点検する。	1Y	[12 条点検]
4. 端子箱	①端子台の緩み等を点検する。 ②箱の腐食の有無を点検する。	1Y 1Y	
5. 接地極	①接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②接地極位置等の表示の有無を確認する。	1Y 1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）構内配電線路・通信線路

1. 構内配電線路及び構内通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考
------	------	----	----

1. ハンドホール、マンホール等	①亀裂、損傷及び沈下の有無を点検する。	1Y	
	②周辺地盤の沈下の有無を点検する。	1Y	
	③蓋及び金物の取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④さび、腐食等の劣化の有無を点検する。	1Y	
2. 電柱	①沈下、傾斜及び倒壊の危険等の有無を点検する。	1Y	
	②電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無を点検する。	1Y	
	③立ち上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線等の有無を点検する。	1Y	
	⑤接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
3. 架線	①架空電線の損傷の有無を点検する。	1Y	
	②架空電線の張力（たわみ）の状況を点検する。	1Y	
	③接続箇所の損傷及び劣化の有無を点検する。	1Y	
	④架空電線と工作物又樹木等の接近状態を点検する。	1Y	
	⑤ちょう架用線との取付け状態を点検する。	1Y	
4. 地中線	①ハンドホール及びマンホールは次の点検を行う。 ・高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態。 ・ケーブルの立ち上り部分の損傷、劣化の有無。 ・ケーブルの用途、行先等の名札の取付け状態。	1Y	
	②埋設標の設置状態を点検する。	1Y	

④ 消防設備保守点検に関する業務

1. 保守点検の範囲

- ・消防設備
 - 自火報設備 1 式
 - 非常放送設備 1 式
 - 誘導灯設備 1 式
 - 消火器設備 1 式
 - 屋内消火栓設備 1 式
- ・建築基準法関係防災設備
 - 非常用照明装置設備 1 式
 - 防火戸・防火シャッター・排煙設備 1 式

2. 業務概要

対象設備について点検を実施し、その結果について報告する。

なお、点検対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、施設管理担当者に報告する。

3. 保守の範囲

総合点検及び外観点検・機能点検・作動試験の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする

- (a) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (b) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (c) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (d) 次に示す消耗部品の交換または補充
 - ①潤滑油、グリス、充填油等
 - ②ランプ類、ヒューズ類

③パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）

④精製水

（e）接触部分、回転部分等への注油

（f）軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）

（g）その他これらに類する軽微な作業

4. 点検及び保守等の実施

（a）点検を適正に行い、必要に応じて保守その他の措置を講ずる。

（b）点検を行う場合には、あらかじめ劣化及び故障状況を確認し、点検の参考とする。

（c）点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。

（d）測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。

（e）異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

（f）機器点検・総合点検の点検周期の表記は下記による。

6 Mは6ヶ月に1回、1 Yは1年に1回行うものとする。

（g）点検時期

総合点検については契約期間に1回、外観点検・機能点検・作動試験については契約期間に2回行うものとする

点検時期については施設管理担当者と協議する。

点検を行う場合はあらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し点検の参考にする。

（h）緊急時の対応

当該設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、また点検の結果対象部分が異常な場合、速やかに、故障状態を確認するとともに事態に応じた簡易な適切な処置をとること。

この処置の結果については、施設管理担当者に報告すること。発生した費用については別途協議とする。

（i）定期点検保守業務を終了したときはその都度、保守点検作業報告書を作成すること。懸案事項があるときは技術的な助言、修理費用概算等を提示すること。

（j）随時閉式の防火扉等（※1）について、点検資格を有する者（※2）により建築基準法第12条に基づく点検を実施すること。

※1：防火扉、防火・防煙シャッター、防火・防煙スクリーン

※2：一級・二級建築士、防火設備検査員

5. 応急処置等

（a）点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに市に報告する。

（b）落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。

（c）応急措置、危険防止措置にかかる費用は、市との協議による。

6. 点検の省略

（a）次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。

（1）容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの

（2）配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの

（3）電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの

（4）地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの

（5）足場のない給気又は排気のための塔

（6）ロッカー・家具等があり点検不可能なもの

（b）同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内

容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

7. 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

8. その他

- (a) 維持管理のための情報提供
日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。
また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。
- (b) 再委託の場合の受託者変更時の対応
指定管理者が本業務を再委託する場合において、受託者が他の業者に契約変更になった場合には、変更前受託者、指定管理者、変更後受託者の3者による引継を実施し、維持管理業務が円滑に引継がれる様に努めること。
- (c) 保守対象部分の掌握
指定管理者が本業務を再委託する場合において、受託者は、受託後速やかに、保守対象部分を現状確認の上、単線結線図、系統図を作成し、指定管理者に提出し保守点検に反映させること。また、受託期間中に施設の変更があった場合も同様とする。
- (d) 消防用設備等の点検立会い制度について
本業務においては、「消防用設備等の点検立会い制度」により、一般財団法人福岡県消防設備安全協会より派遣される「点検立会い指導員」が点検の立会を実施する場合がある。

防災設備定期点検（総合点検、機器点検）業務内容

- (a) 防災設備の点検保守に関する業務について適用する。
- (b) 業務目的
本業務は防災設備について専門的見地から点検等により劣化および不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

A. 消防用設備等

- 1 総合点検・機器点検 点検の基準、期間及び結果報告は「消防法第17条の3の3」、「同法施行令第36条」、「同法施行規則第31条の6」及びこれに基づく告示（昭和50年消防庁告示第3号および告示第14号）（平成16年消防庁告示第9号）（平成14年6月11日消防予172号）等に定めるところによる。

B. 建築基準法関係防災設備

- 1 点検及び保守 点検の基準、期間及び結果報告は、「建築基準法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによるほか、本項による。
2. 非常用照明装置 非常用照明装置の点検項目、点検内容は、表1による。

表1 非常用照明装置

点検項目	点検内容	周期	備考
------	------	----	----

1. 外観点検	①照明器具の破損、変形、腐食の有無を確認する。	6M	[12 条点検]
	②照明器具の取り付け状態及び使用ランプの適否を点検する。	6M	
	③充電表示灯（充電モニタ）点灯（緑色）していることを確認する。	6M	
	④自主評定マーク（JIL 適合マーク）または防災性能評定マーク（BCJ マーク）の有無を確認する。	6M	
2. 機能点検	①ランプの汚れ、劣化等の有無を確認する。	6M	[12 条点検]
	②点検スイッチまたは分電盤等で常用電源から非常用電源に切り替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。	6M	
	③電池内蔵型照明器具は定格時間以上（30 分又は 60 分）継続して有効に点灯することを確認する。	6M	
	④電池別置型照明器具は予備電源に切り替えて 30 分以上点灯することを確認する。	6M	
3. 照度測定	①JISC7612「照度測定方法」により床面の水平面照度を測定する。	6M	
	②測定位置は避難行動に重要な箇所での人の動線となる箇所とする。（避難階段及び主階段の踊り場・廊下の屋外への出口に近い場所）	6M	
4. 予備電源 [内蔵型を除く] a. 外観等の状況	①全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。又、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。	6M	[12 条点検]
	②封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	③全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。	6M	[12 条点検]
	④架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	6M	
	⑤蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	⑥蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。	1Y	
	①浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。	6M	[12 条点検]
	②浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 ・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く）について行う。 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。	6M	
	③上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	6M	
		6M	
b. 機能			

3 防火戸、防火シャッター 防火戸、防火シャッターの点検項目、点検内容は、表 2 による。

表 2 防火戸、防火シャッター等

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.建具 イ、防火戸	①防火戸の周囲に、閉鎖上及び避難上障害となるものがないことを確認する。 ②建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。 ③作動状況を確認する。 ④金物類の変形、さび、腐食の有無を確認する。 ⑤温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。	6M 6M 6M 6M 6M	[12 条点検] [12 条点検]
ロ.防火シャッター	①シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害になるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導の為に設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。 ②開閉機構部の次の事項について確認する。 ・開閉機構部の油漏れ及びモーターの過熱及び異常音の有無 ・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・スプロケット、ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみ状態 ・ロープ車の損傷及びワイヤーロープの磨耗の有無 ・巻取りシャフト、ブラケットの変形の有無及び取付け状態の良否 ③表面処理、塗装、損傷及び汚れ等の劣化の有無を確認する。 ④さび、腐食及び変形の有無並びに取付け状態の良否を確認する。	6M 6M 6M	[12 条点検]
b.自動閉鎖装置 イ.防火戸	①自動閉鎖装置が正常な状態でセットされていることを確認する。 ②自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。 ③温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	6M 6M 6M	[12 条点検]
ロ.防火シャッター	①自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。 ②温度ヒューズ付シャッターの場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	6M 6M	[12 条点検]
c.連動制御器 イ.連動制御器	①変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 ②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。 ③結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。	6M 6M 6M	
ロ.予備電源 [内蔵型に限る]	充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。	6M	

ハ.ランプ、スイッチ、ヒューズ類 d.感知器 2.機能点検 a.自動閉鎖装置 イ.防火戸 ロ.防火シャッター ハ.危険防止機構 障害物感知装置（自動閉鎖型）に限る b.連動制御器 イ.連動制御器	①各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。 ②スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する ③ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	6M 6M 6M	
	①変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。 ②設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。 ③設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。 ④熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。 ⑤煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	6M 6M 6M 6M 6M	
	①連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。 ②連動制御器に作動表示がされることを確認する。 ③防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	6M 6M 6M	
	①シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ正常に作動することを確認する。 ②連動制御器の起動信号により、シャッターが正常に作動することを確認する。 ③ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。 ④連動制御器に作動表示がされることを確認する。 ⑤閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する	6M 6M 6M 6M 6M	
	次の状態を確認し、その良否を点検する。 - 連動制御器および作動スイッチ等の操作からの起動信号により危害防止用連動中継器が作動し、防火シャッターが下降すること。 - 傷害物がある場合、防火シャッターは自動的に降下を停止すること。また、障害物を取り除いた場合、自動で再降下し全閉すること。 - 予備電源の試験を行い、蓄電池の容量が適正であること。 - 注意換気装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること。	6M	
	①連動作動試験は、感知器の機能点検に行う加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動	6M	

3.総合点検	ロ.予備電源 内蔵型に限る	表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	6M	
		②遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	6M	
		③付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がであることを確認する。	6M	
	c.感知器	①容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。	6M	
		②常用の電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。	6M	
	3.総合点検	①補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能もしくは遠隔試験機能有する場合を除く）	6M	
		②イオン化式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能もしくは遠隔試験機能有する場合を除く）	6M	
	3.総合点検	①煙感知器の感度は所定の感度試験器により感度が所定の範囲内であることを確認する。（自動試験機能を有する場合を除く）	1Y	
		②予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸または防火シャッターが正常に作動することを確認する。	1Y	
		③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り）	1Y	

4 防火ダンパー

防火ダンパーの点検項目、点検内容は、表3による。

本項の防火ダンパーは、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（FD）及び煙感知器連動型防火ダンパー（SD）等に適用する。

表3 防火ダンパー

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.ダンパー本体	①変形、さび、腐食、傷、損耗の有無を確認する。	6M	[12条点検]
	②温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。	6M	[12条点検]
	③ダンパーのがたつき、及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無を点検する	6M	[12条点検]
b.自動閉鎖装置	①ダンパーが正常な状態でセットされていることを確認する。	6M	
	②自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。	6M	
	③温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒ	6M	

	ューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。		
c.連動制御器 FDを除く	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
d.感知器 FDを除く	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
2.機能点検	① FDは次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	6M	[12 条点検]
a.自動閉鎖装置	②FDを除くダンパーは次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することを確認する。 ・順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。 ・連動制御器に作動表示がされることを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	6M	[12 条点検]
b.連動制御器 FDを除く	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
c.感知器 FDを除く	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
3.総合点検	①連動制御器の遠隔操作スイッチ及び感知器連動によりダンパーが正常に作動することを確認する。 ②ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は所定連動動作が適切に行われることを確認する。 ③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1 回線当り） ・感知器回路と大地間（1 回線当り）	1Y 1Y 1Y	

5 排煙設備

排煙設備（自然排煙口）の点検項目、点検内容は、表 4 による。

排煙設備（機械排煙設備）の点検項目、点検内容は、表 5 による。

表 4 排煙設備（自然排煙口）

点検項目	点検内容	周期	備考
------	------	----	----

1.外観点検			
a.排煙窓	①著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認する。 ②建具のがたつき、緩み等の有無を確認する ③召し合わせ及び気密性の良否を確認する。 ④排煙窓の周囲に作動に支障を来たす障害物がないことを確認する。	6M 6M 6M 6M	[12 条点検]
b.防煙たれ壁	防煙たれ壁の亀裂、損傷等の有無を点検する。	6M	
c.手動開閉装置	①著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認する。 ②器具のがたつき、緩み等の有無を確認する ③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。 ④排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等伝達部に著しい変形、損傷、及び腐食がないことを確認する。 ⑤周囲に動作に支障を来たす障害物が無いことを確認する。	6M 6M 6M 6M 6M	
2.機能点検	①手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況の良否を確認する。 ②排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。	6M 6M	

表 5 排煙設備（機械排煙設備）

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.排煙口・可動垂れ壁	①著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認する。 ②器具のがたつき、緩み等の有無を確認する。 ③周囲に動作に支障を来たす障害物が無いことを確認する。	6 M 6 M 6 M	[12 条点検]
b.手動開閉装置	①著しい変形、損傷及び腐食の有無を確認する。 ②器具のがたつき、緩み等の有無を確認する ③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。 ④排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等伝達部に著しい変形、損傷、及び腐食がないことを確認する。 ⑤周囲に動作に支障となるものが無いことを確認する。 ⑥電気式の場合は通電表示等が点灯していることを確認する。	6 M 6 M 6 M 6 M	[12 条点検]
c.連動制御器	前項 3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による	6M	[12 条点検]
d.感知器	前項 3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による。	6M	
e.ダクト	別紙による		
f.防火ダンパー	前項 4. 防火戸ダンパーの当該事項による。		
g.排煙機	別紙による		
2. 機能点検	①手動開閉装置の操作による排煙口及び可動垂れ壁の	6M	

3. 総合点検	作動状況の可否を確認する。		
	②連動制御機又は手動開閉装置の作動命令により、排煙口及び可動垂れ壁が正常に作動することを確認確認する。	6M	
	③連動制御機又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示窓の表示状況を確認する。	6M	
	④排煙口及び可動垂れ壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。	6M	
	① 自動又は手動起動装置の起動の操作により、排煙口及び可動垂れ壁の作動、排煙機の起動が適切におこなわれることを確認する。	1Y	[12 条点検]
	②排煙機を起動させ、次について確認する。 ・異常音・異常振動の有無 ・電圧・電流値 ・風量 ・回転方向	1Y	
	③排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は所定の連動動作が適切に行われることを確認する。	1Y	
	④次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1 回線当り） ・感知器回路と大地間（1 回線当り）	1Y	

◆みづま総合体育館設備機器一覧

◇消火器具

設 置 場 所	種 別	個 数	備 考
1 階	ABC 粉末 10 型	14 本	うち、バルク庫に 1 本
2 階	ABC 粉末 10 型	10 本	うち、屋外に 1 本

計 24 本

◇屋内消火栓設備（配線点検含む）設置箇所・・・1 階消火ポンプ室

ポンプ 川本製作所製 形式等 形式等 KTK-506C5.5 1 台

消火栓 1 階 7 台

2 階 4 台

30A 保形ホース 30m

電動機 川本製作所製 三相かご型電動機

形式等 MLC81178 1 台

◇自動火災報知設備（配線点検含む）設置箇所・・・事務室

受信機 ニッタン株式会社製 形式等 R 型・RXN-510-K2

発信機 P 型 1 級 音響装置 DC24V

設置箇所	感知器	アナログ式感知器	音響装置	発信機
------	-----	----------	------	-----

	差動式 スポット型	赤外線 スポット型	熱アナログ式 スポット型	光電アナログ式 スポット型		
1 階	60	14	14	19	2	2
2 階及び 3 階			1	33	3	3
計	60	14	15	52	8	8

◇非常放送設備（配線点検含む）設置箇所…事務室

日本ビクター（株） 形式等 EM-E900・360W 据置型 1 台

スピーカー設置箇所	個 数
1 階	4 3
2 階	2 8

計 7 1 個

◇誘導灯（配線点検含む）

設置箇所		台 数	備 考
1 階	高輝度避難口	15	20BH 形 片面
	高輝度室内通路	3	20BH 形 片面
	高輝度室内通路	2	20BH 形 両面
2 階	高輝度避難口	10	20BH 形 片面
	高輝度避難口	1	20BH 形 両面
	高輝度室内通路	6	20BH 形 片面
	客室誘導灯	24	

計 6 1 台

◇排煙設備（配線点検含む）

防火シャッター 1 ヶ所（1 階ロビー）

◇非常電源（自家発電）設備 設置箇所…屋上

（株）九州栄電社 製 形式等 CB（屋外用）三相 3 線式 6.6KL 1 台

◆三潞農業者トレーニングセンター設備機器一覧

◇消火器具

1 階 5 本 ポンプ室 1 本 計 6 本

◇屋内消火栓設備（配線点検含む）設置箇所…ポンプ室

ポンプ 荏原製作所製 形式等 80MSF-3M-65.5 1 台

消火栓箱 1 階 3 台（玄関、アリーナ 2 台）

各 2 本 40A 15m

電動機 東芝電気（株）製 形式等 IKK-DBK 1 台

220V－20.4A－1740rpm

非常動力装置（エンジン同軸） ヤンマーディーゼル（株）製

形式等 PEF－11 型 8PS－1800r p m

◇自動火災報知設備（配線点検含む）設置箇所・・・事務室

受信機 ホーチキ（株）製 形式等 P 1－10L 壁掛型 1 台

発信機 P 型 1 級 音響装置 DC24V

設置箇所	感知器				音響装置	発信機
	差動式分布型 スポット型	差動式 スポット型	定温式 スポット型	煙式分離型 光電式		
トレーニングセンター	2	5 7	1	3	3	3
計	2	5 7	1	3	3	3

◇非常放送設備（配線点検含む）設置箇所・・・事務室

東芝（株） 形式等 銘板不明 据置型 1 台

スピーカー 6 ヶ

◇誘導灯（配線点検含む）

避難口 大形片面 5 台 高輝度避難口 20HB 形 片面 3 台

◇排煙設備（配線点検含む）自動式起動装置 煙式（3 種）

防火シャッター 1 ヶ所

◇非常電源（自家発電）設備 設置箇所・・・ポンプ室

蓄電池 古河電機製 形式等 H80-6E 2 ヶ 1 台

充電装置 エバラ 形式等 NP－2 1 台

◆三漕 B&G 海洋センター（プールおよび艇庫）設備機器一覧

◇消火器具

A B C 粉末 1 0 型 2 本（プール）

A B C 粉末 1 0 型 1 本（艇庫）

◇非常警報設備（配線点検含む）設置箇所・・・プール

本体 ホーチキ（株）製 型式等 BHC－4 0 1 1 W 壁掛型 2 台

◆城島体育館・城島トレーニングセンター設備機器一覧

◇消火器具

A B C 粉末 1 0 型 9 本

◇屋外消火栓設備（配線点検含む）

ポンプ 川本製作所製 形式等 形式等 KTY-806C11 1台
 消火栓 2台（露出型）
 65A-20m

電動機 日立製作所製 形式等 YTF0-KK 1台

◇非常電源（非常電源専用受電設備）

日新工業製 P F - S 型

◇自動火災報知設備（配線点検含む）

受信機 能美防災（株）製 形式等 P1-15/20L

発信機 P 型 1 級 音響装置 DC24V

設置箇所	感知器				音響装置	発信機
	差動式分布型 スポット型	差動式 スポット型	定温式 スポット型	煙式 スポット型 光電式		
事務所		9	1	2	1	1
観覧室		4			1	1
体育館北側	4				1	1
体育館南側	4				1	1
ステージ		1 1				
ステージ横機械室		2				
ステージ横南倉庫				1		
北側階段				1		
南側階段				1		
トレーニングセンター		6	2	5	1	1
計	8	3 2	3	1 0	5	5

◇非常警報設備（配線点検含む）

本体 日本ビクター製 型式等 EM-K80D 160W 壁掛型

◇排煙設備（配線点検含む）自動式起動装置 煙式（3種）

⑤ 防火対象物点検に関する業務（みづま総合体育館、三瀬農業者トレーニングセンター、城島体育館、城島トレーニングセンター）

1. 業務内容

(1) 防火対象物点検

消防法第8条の2の2第1項及び第8条の2の3の規定に基づき実施すること。

(2) 防火対象物の点検を行い、点検結果報告書を2部作成し提出する。また、消防署に点検結果報告書を提出すること。

(3) 点検回数は年1回とし、日時は事前に協議のうえ決定する。

(4) 指定管理者が本業務を再委託する場合、受託者は、防火管理者の責務の履行状況について詳細

に点検し、その結果を管理権限者に的確に報告するとともに、もし、不適切な事項が確認された場合においては、管理権限者、防火管理者に対し是正のための適切な助言を与えること。

⑥ 設備機器保守点検に関する業務（みづま総合体育館）

1. 業務内容

(1) 保守点検

- ・報告書は毎回作成し、指定管理者において保管すること。
- ・報告書には点検項目（目視含む）、機器点検チェックリスト、その他必要な項目を明記するとともに、異常が発覚した場合には速やかに報告すること。
- ・報告書には、累積運転時間を明記すること
- ・報告書は指示された提出先に提出すること

(2) 維持管理業務における注意

- ・保守点検業務については、みづま総合体育館の営業に支障が無い様に、十分日程の調整・協議を行い、指示された曜日、期日を守り実施すること。

(3) 緊急時の対応

- ・緊急時の連絡体制を明確にするとともに、緊急時には速やかに対応をとること
- ・緊急時の対応においても報告書（日付、時間、対応内容、その他必要事項）を作成し提出すること。

(4) 再委託の場合の受託者変更時の対応

- ・指定管理者が本業務再委託する場合において、受託者が他の業者に変わった場合には、変更前受託者、指定管理者、変更後受託者の3者による引継を実施し、維持管理業務が円滑に引継がれる様に努めること。

(5) フロン排出抑制法など環境問題に関する法令に基づき、適正に点検を実施すること。

保守点検対象表

保守対象業務	数量	点検回数	備考
1. LPG 焚き冷却塔一体型吸収式冷温水発生機 CH-M100P	2 台	巡回点検 定期点検年 2 回	冷房：イ 暖房：イ
2. 膨張タンク	1 台	巡回点検	
3. ガスヒートポンプエアコン 室外機（冷房能力 56 k w） 室内機（冷房能力 112 k w） フィルター清掃	4 台 2 台 2 台	巡回点検 定期点検年 2 回 年 2 回	（室外機） 冷房：イ 暖房：イ
4. 電気ヒートポンプエアコン 室外機 室内機 フィルター清掃 フィルター清掃（トレーニング室）	10 台 28 台 25 台 3 台	巡回点検 年 2 回 年 3 回	冷房：イ 暖房：イ
5. 空気調和機 メインアリーナ系統 客席・ランニングスペース系統 フィルター清掃	2 台 2 台 4 台	巡回点検 巡回点検 年 2 回	冷房：イ 暖房：イ
6. ファンコイルユニット 天井カセット型：400 型	13 台	巡回点検	

7. 全熱交換器			
天井埋込型	3 台	巡回点検	
フィルター清掃	3 台	年 2 回	
8. 排気ファン（シロッコファン）	6 台	巡回点検	
9. 排気ファンフィルター清掃	9 台	年 2 回	
10. 自動制御機器			
中央監視装置	1 台	年 1 回	
自動制御装置	1 式	年 1 回	
11. 冷却塔水質管理	2 台	巡回点検 水質管理	冷房シーズン
12. 加圧給水ユニット	1 組	巡回点検	
13. 設備遠隔監視			
遠隔監視業務	1 式	常時	
緊急対応業務	1 式	適時	

設備機器点検 月次巡回点検 仕様

番号	機器名称	点検項目	備考
1	空調換気設備		
1)	冷温水発生機	① 外観目視点検	
		② (運転時) 異音・振動がないか	
		③ (運転時) 水入口・出口の温度差確認	
		④ 水漏れ、燃料漏れはないか	
		⑤ 異常・故障等、警報が出ていないか	
		⑥ 異物の浸入、付着、汚れ、サビがないか	
		⑦ 架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	
2)	薬液注入装置	① 外観目視点検	
		② (運転時) 異音・振動がないか	
		③ 液漏れはないか	
		④ 異常・故障等、警報が出ていないか	
		⑤ 異物の浸入、付着、汚れがないか	
		⑥ 架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	
		⑦ 薬液量の確認	
3)	ガスヒートポンプエアコン(GHP)	① 外観目視点検	
		② (運転時) 異音・振動がないか	
		③ 異常・故障等、警報が出ていないか	
		④ 異物の浸入、付着、汚れ、サビがないか	
		⑤ 架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	
		⑥ 冷暖房の効きは良いか	
4)	空冷ヒートポンプエアコン(EHP)	① 外観目視点検	
		② (運転時) 異音・振動がないか	
		③ 異常・故障等、警報が出ていないか	

		④	異物の浸入、付着、汚れ、サビがないか	
		⑤	架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	
		⑥	冷暖房の効きは良いか	
5)	ユニット形空気調和機(AHU)	①	外観目視点検	
		②	(運転時)異音・振動がないか	
		③	(運転時)水入口・出口の温度差確認	
		④	水漏れはないか	
		⑤	異常・故障等、警報が出ていないか	
		⑥	異物の浸入、付着、汚れ、サビがないか	
		⑦	架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	
		⑧	Vベルトの張りは良いか	
		⑨	フィルターの目詰まりはないか	
6)	膨張水槽	①	外観目視点検	
		②	内部目視点検	
		③	水漏れはないか	
		④	異物の浸入、付着、汚れ、サビがないか	
		⑤	架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	
		⑥	水位は正常か	
7)	ファンコイルユニット	①	外観目視点検	
		②	(運転時)異音・振動がないか	
		③	水漏れ、はないか	
		④	架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	
		⑤	フィルターの汚れ目詰りはないか、あれば清掃	
		⑥	冷暖房の効きは良いか	
8)	全熱交換器・送風機類	①	外観目視点検	
		②	(運転時)異音・振動がないか	
		③	異常・故障等、警報が出ていないか	
		④	架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	
		⑤	フィルターの汚れ目詰りはないか、あれば清掃	
2	給排水・ガス設備			
1)	加圧給水ポンプユニット	①	外観目視点検	
		②	(運転時)異音・振動がないか	
		③	水漏れはないか	
		④	異常・故障等、警報が出ていないか	
		⑤	異物の浸入、付着、汚れ、サビがないか	
		⑥	架台、アンカーボルト、吊ボルト固定確認	

LPG 焚き冷却塔一体型吸収式冷温水発生機保守点検仕様書

直だし吸収 冷温水機	(a) 消防法に基づく各地方条例、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の定めるところによる。 (b) 本項の直だし吸収冷温水機は冷凍能力が単体で 186kW (160,000kcal/h) 以上のものであって、燃料として都市ガス、天然ガス又は油を使用するものに適用する。 (c) 直だし吸収冷温水機の点検項目及び点検内容は、表 4.3.5 による。 (d) 点検周期は、次による。 (1) シーズンイン点検：年 2 回
---------------	--

表 4.3.5 直だし吸収冷温水機（シーズンイン）

点検項目	点検内容	周期	備考
1.基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN IN	
2.外観の状況			
a.本体及び付属品	腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN	
b.保温材及び保冷材	損傷及び脱落の有無を点検する。	IN	
3.内部の状況			
a.燃焼室	①焼損及び燃焼ガスのリークの有無を点検する。 ②耐火材のき裂、脱落等の有無を点検する。 ③燃焼室内部の腐食及び汚れの有無を点検する。 ④燃焼ガス出口部の腐食の有無を点検する。	IN IN IN IN	
b.熱交換機	①伝熱管のスケール付着の有無を点検する。 ②伝熱管の腐食の有無を点検する。 ③水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。	IN IN IN	・伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
4.付属品			
a.温度計及び圧力計	破損の有無を点検する。	IN	
b.付属弁	①弁の開閉の良否を点検する。 ②調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度であることを確認する。	IN IN	
5.動力盤	①冷房又は暖房の切り換えが正しいことを確認する。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ③作動の良否を点検する。	IN IN IN	

6.電気系統 a.操作回路、ヒーター回路及び電動機回路 【キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワーファン、油ポンプ】 b.端子 c.タイマー d.サーマルリレー e.電極棒 f.操作盤内 g.接地	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 緩み、変色及び損傷の有無を点検する。 起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認する。 キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワーファン及び油ポンプ等の各モータ用サーマルリレーの設定値を確認する。 機能を点検する。 盤内部の汚れを点検する。 ①断線及び緩みの有無を点検する。 ②必要に応じ接地抵抗を測定し、その良否を点検する。	IN IN IN IN IN IN IN IN IN	・30V 未満の回路は除く。
7.保安装置 a.作動試験 b.インターロック	リレー及び保護装置が規定値で作動することを確認する。 作動の良否を点検する。	IN IN	・実作動が困難な場合は擬似回路とすることができる。
8.燃焼装置 a 燃料系統配管 b.弁	①燃料油配管継手部からの油の滴下のないことを確認する。 ②（一社）日本冷凍空調工業会「ガス吸収冷温水機安全基準」（JRA4004）に定められた方法により外部漏れを確認する。 ①電磁弁非通電時に、ノズルからの油垂れがないことを確認する。 ②（一社）日本冷凍空調工業会「ガス吸収冷温水機安全基準」（JRA4004）に示す方法による弁越リーク量が基準以内であることを確認する。 ③電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否を点検する。 ④異常時に規定値で作動することを確認する。 ⑤通電時にチャタリング、過熱、異音等の異常のないことを確認する。	IN IN IN IN IN IN IN	・油燃料に限る。 ・ガス燃料に限る。 ・油燃料に限る。 ・ガス燃料に限る。 ・ガスを使用するものに限る。 ・実作動が困難な場合は擬似回路とすることができる。

c.バーナー	①耐火材の亀裂及び欠損の有無を点検する。 ②ヘッド部の焼損及び変形の有無を点検する。 ③ノズルを取外し、洗油又はシンナーで清掃する。 ④点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等の劣化及び絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否を確認する。	IN IN IN IN	・油燃料に限る。
d.リンク機構	①動作の良否を点検する。 ②ボールジョイントの緩み及び損傷の有無を点検する。	IN IN	
e.火災検知器	①光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、亀裂等の有無並びに絶縁の良否を確認する。 ②フレームロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否を確認する。	IN IN	
f.ストレーナー	詰まり、損傷等の有無を点検する。	IN	
9.冷温水及び冷却水系統	①出口及び入口の圧力損失が規定値にあることを確認する。 ②各水室部に水漏れのないことを確認する。 ③冷却水系の水抜き確認を行う。	IN IN IN	
10.運転調整			
a.音及び振動	異常のないことを確認する。	IN	
b.電流及び電圧	①運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 ②運転電流が規定値以下であることを確認する。	IN IN	
c.電動機	電動機の回転方向が正しいことを確認する。	IN	
d.温度制御	設定温度で作動することを確認する。	IN	
e.燃焼制御	プレパージ時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否を点検する。	IN	
f.燃焼状態	①正常に着火することを確認する。 ②メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことを確認する。 ③フレーム電流を測定し、その良否を確認する。 ④排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認する。なお、油だきはスモークスケールの有無を点検する。	IN IN IN IN	
g.熱交換器	①冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。	IN IN	
11.真空気密			
a.抽気ポンプ	①起動時に固着及び異音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 ②ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。	IN IN	

b.抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認する。	IN	
c.パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化度を点検する。	IN	
d.リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認する。	IN	
12.冷媒及び吸収剤	①攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ②溶液に汚れがないことを確認する。	IN IN	
13.機器用水質	水質管理の当該事項による。	ON	
14.保存			
a.真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存する。	IN	
b.冷温水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合にあっては、さび止め剤を規定の濃度まで注入する。	IN	
c.溶液希釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることを確認する。	IN	

冷却塔	(a) 建物の屋上に設置された冷却塔は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。 (b) 冷却塔の点検項目及び点検内容は、表 4.4.4 による。 (c) 点検周期は、次による。 (1) シーズンイン点検：年 1 回 (2) シーズンオフ点検：年 1 回
-----	---

表 4.4.4 冷却塔（シーズンイン点検、シーズンオフ点検）

点検項目	点検内容	周期	備考
1.基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。 ③防振装置の損傷等の有無を点検する。 ④防振ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。	IN IN IN IN	
2.外観の状況			
a.本体	損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN,OFF	
b.散水装置	①損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検する。 ②散水穴の目詰まりの有無を点検する。 ③散水管の回転が円滑であることを確認する。	IN,OFF IN,OFF IN,OFF	
c.熱交換器	コイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。	IN,OFF	
d.エリミネーター	損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。	IN,OFF	
e.ルーバー	損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。	IN,OFF	

・密閉形のものに
限る。

f.充填材	①スケール等の付着の有無を点検する。 ②目詰まりの有無を点検する。 ⑨座屈、変形等の有無を点検する。	IN,OFF IN,OFF IN,OFF	
g.骨組み及び脚	①損傷、変形等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無を点検する。	IN,OFF IN,OFF	
h.梯子及び点検扉	損傷、変形、腐食等の有無を点検する。	IN,OFF	
3.水槽			
a.本体	①内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 ②水漏れの有無を点検する。 ③水位が規定の位置にあることを確認する。	IN,OFF IN,OFF IN	
b.給水装置	ボールタップ等が確実に作動することを確認する。	IN,OFF	
c.ストレーナ	目詰まり、掛損傷等の有無を点検する。	IN,OFF	
d.フレキシブルジョイント	接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。	IN,OFF	
4.送風機			
a.羽根車	①損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。 ②回転に支障のないことを確認する。	IN,OFF IN,OFF	
b.ファンケーシング	損傷、腐食等の有無を点検する。	IN,OFF	
c.軸受	①軸が円滑に回転することを確認する。 ②油量の適否を点検する。	IN,OFF IN	
d.電動機	①損傷、腐食等の有無を点検する。 ②円滑に回転することを確認する。 ③絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。	IN IN,OFF IN	
e.ベルト	①張り具合の適否を点検する。 ②損傷及び摩耗の有無を点検する。	IN,OFF IN,OFF	
f.プーリー	損傷、摩擦等の劣化の有無を点検する。	IN,OFF	
5.散水ポンプ			
a.本体	汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。	IN,OFF	・密閉形のものに 限る。
b.電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③電流が定格値内であることを確認する。	IN IN IN	・密閉形のものに 限る。 ・密閉形のものに 限る。 ・密閉形のものに 限る。
6.凍結防止装置	①サーモスタットが設定値で作動することを確認する。 ②ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることを確認する。	IN IN	・設置されている 場合に限る。

7.運転調整	③ヒーターの絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。	IN	
	①電動機の回転方向が正しいことを確認する。	IN	
	②音及び振動に異常のないことを確認する。	IN	
	③電源電圧の変動が規定値内にあることを確認する。	IN	
	④運転電流が定格値以下にあることを確認する。	IN	
	⑤散水管の回転数が許容範囲内にあることを確認する。	IN	
	⑥散水が均一に分散していることを確認する。	IN	
8.シーズンオフ時の保存	⑦水槽の水位が運転前及び運転の状態で規定値内にあることを確認する。	IN	
	器内の水を確実に抜いたうえ保存する。	OFF	

GHP 定期点検（フルメンテナンス）

1. 空調機保守対象物件

種類	種類	型式	数量	メーカー	備考
GHP	室外機	YNZP560HI	4	ヤンマー	

2. 保守点検業務詳細

A. GHP

【年1回】

原動機

本体

- ・エンジンのかかり具合・調速・異音
- ・エンジン回転数確認
- ・点火プラグギャップ調整、タイミング調整
- ・エアクリーナー点検清掃
- ・バルブクリアランスの点検・調整
- ・ヘッドカバーガasketの亀裂・硬化

潤滑

- ・エンジンオイルの漏れ・量

燃料

- ・燃料ガスの漏れ・ホースの取り付け・亀裂

冷却水

- ・エンジンの冷却水漏れ

熱交換器

- ・システムの冷却水の漏れ・量

圧縮機

- ・冷媒の漏れ・量
- ・コンプレッサの振動・異音・オイル漏れ

電気装置

- ・ハーネスの取り付け・亀裂・硬化・回転部への接触

総合

- ・室外ユニットの外観汚れ・異音・異常振動
- ・システムの能力の確認
- ・その他総合的な運転状態点検・調整・データ採取

【年2回】

総合

- 騒音 : 異常なうなり音がないこと
- 振動 : 視感にて異常振動がないこと

キャビネット

- 汚れ : 布でふきとる
- 錆び : 発錆箇所の無いこと

	がたつき：ねじ類増し締め
	断熱材：はがれ、劣化がないこと
ドレンパン	外観：汚れ、発錆、腐食点検及び清掃
	排水状態：排水状況を確認すること
熱交換器	外観：目詰まりがないこと
冷媒系統	冷媒漏れ：漏洩探知機で反応のないこと
	配管：目視にて接触、共振箇所がないこと
圧縮機	騒音：始動・運転・停止時において聴感にて異音がないこと
	外観：目視にて油のにじみ、汚損劣化、漏れがないこと
	絶縁抵抗：500V メガーにて3MΩ以上のこと
	クランクケースヒーター：圧縮機停止時通電すること
送風機	振動・騒音：バランス良く回転し、振動が少ないこと
	電動機：振動・騒音・異常温度上昇がないこと
	V ベルト：緩み点検調整
	軸受：点検及び給油不足時は補充
	ファン部：汚れ確認、清掃
エアフィルタ	ろ材及び枠：つまり及び損傷等の劣化有無点検
運転圧力	・標準能力が保てる様に調整
減圧装置	・標準能力が保てること
ストレーナ	・前後で温度差、圧力差がないこと
電磁弁	・弁の開閉操作が正常なこと
四方弁	・弁の作動が正常なこと
保護装置	・高低圧圧カスイッチ作動テスト
電気全般	電源電圧：電圧降下2%以内のこと
	絶縁抵抗：各機器500V メガーにて3MΩ以上のこと
	電源の接続：緩み、被覆のはがれがないこと
	運転電流：定格値の+120% - 80%以内であること
電気機器	電磁開閉器：接点荒れ、うなり、火花の発生がないこと
	補助断熱器：作動がスムーズなこと
	限時断熱器：規定値どおり作動すること
	温度調整器：規定値どおり作動すること
	操作スイッチ：作動がスムーズなこと
	トランス：外観上異常がないこと

【その他】

部品の定期交換：運転時間管理を実施し、表1に示す部品については、交換時期に応じ、無償で部品交換すること

表1. 定期交換部品一覧

機種	交換部品名	交換時期
YNZP560HI	オイルフィルター	4年または8000時間毎
	エアークリーナー	4年または8000時間毎
	点火プラグ	2年または4000時間毎
	充填石	4年または8000時間毎
	コンプレッサーベルトバンド	8年または16000時間毎
	エンジンオイル	4年または8000時間毎

点 検 整 備 標 準 仕 様	別 途 項 目
【GHP,EHP,空気調和機,全熱交換機,排気ファン】 1. 対象フィルターの濾材全数取外し、及び外觀状態(損耗・汚れ状況)確認 2. 濾材清掃 <サラネットタイプ> バキュームクリーナーによる除塵整備 <フィレドントタイプ> 高圧洗浄機による水スプレー洗浄整備、又はバキュームクリーナーによる除塵整備 3. 整備済濾材の取付復旧洗浄整備した箇所は代替予備品を取付ける 4. 洗浄処理済濾材の乾燥、及び所定保管場所への搬入整理	1. 交換用予備フィルター、及び使用済フィルターの廃棄処分 2. フィルターの薬品洗浄

※ 本業務仕様の対象は、洗浄可能なプレフィルター(サラネットタイプ・フィレドントタイプ)とし、使い捨て式フィルター(中性能・高性能・粘着式・活性炭フィルター等)については対象外とする。

※ 洗浄整備を行うための代替予備フィルターは、別途、支給戴くものとする。

※ 別途項目として示すフィルターの交換、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

冷却塔水質管理仕様書

冷房シーズン中

点 検 整 備 標 準 仕 様		備 考
1. 水質検査の実施 (1) 冷却水及び補給水の水質検査 (2) レジオネラ属菌検査 2. 上記水質検査より判断した最適な処理剤の適量投入 (スケール、スライム、腐食、レジオネラ菌発生の防止) ※ 水質管理目標値は、日本冷凍空調工業会の基準値による	年2回 年1回 冷房シーズン	
別 途 項 目		備 考

※点検整備の結果、別途項目として示す修繕、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

中央監視装置及び自動制御装置保守点検

1 目的

みづま総合体育館の各種設備(電気・空気調和換気・給排水衛生・その他)にかかる日常発停運転及び状態監視、緊急時の対応並びに各種データの管理業務は、中央監視装置により各機器を自動制御による遠隔制御システムで行っている。

については、各機器の持つ機能及び性能を良好な状態に保ち以って本施設の維持管理を効率的に行うためにシステム及び各制御機器の保守点検等を行う。

2 機器の概要

(1) 中央監視装置 (METASYS システム)

- | | |
|-------------|-----|
| ① セントラルシステム | 1 式 |
| ② ローカルシステム | 5 式 |

(2) 自動制御装置

- | | |
|-------------|-----|
| ① 熱源廻り制御 | 1 式 |
| ② 空調機制御 | 1 式 |
| ⑤ ファンコイル制御 | 1 式 |
| ⑥ 受水槽警報監視 | 1 式 |
| ⑦ 消火槽警報監視 | 1 式 |
| ⑧ 水槽監視 | 1 式 |
| ⑨ 外気温度・湿度計測 | 1 式 |

3 業務の概要

- (1) 中央監視装置総合点検業務 年 1 回
- (2) 自動制御装置定期点検業務 年 1 回
- (3) 緊急対応業務 随時

4 業務従事者

- (1) 当該設備のメーカーが保証する技術力、経験を有する者を点検及び保守（機器の清掃を含む）業務に従事させるものとする。
- (2) 指定管理者が本業務を再委託する場合において、受託者は上記を証するものとして、従事者の保有する資格、経験等を記載した書面を契約締結後速やかに指定管理者に提出するものとする。

5 関係図書類の閲覧又は貸与

業務の履行に必要な設計図書、完成図書、取扱説明書、官公庁への届出書類、点検記録等は、業務の履行に必要な最低限の範囲を無償で指定管理者に閲覧させ又は貸与する。

6 業務の詳細

(1) 一般的事項

- ① 業務の履行に当たり、一般的な事項については、仕様書により行うこと。
- ② 本仕様書は業務の概要を示すものであり、仕様書に記載の無い場合であっても当該点検及び保守内容がメーカーの示すシステム維持のために必要なものである限りは本業務に含むものとし、指定管理者の負担により実施すること。
- ③ 利用者（高齢者、児童、乳幼児等特に注意を要する）が在室している場合又は天井内等の高所で作業する場合は、事故防止を第一として安全管理を徹底し、作業すること。
- ④ 久留米市が特に指示した場合又は業務報告上指定管理者が必要と認める場合は、適宜点検、保守及び清掃の状態を写真に撮り、報告書に添付すること。

(2) 中央監視装置総合点検業務

【セントラルシステム】

① オペレータワークステーション（中央処理装置）

ア コンピューター、プリンター等のハードウェアについては、外観上の異常の有無を確認し、電子機器に影響を与えない適切な方法で各部清掃する。

イ 無停電電源装置の機能及び性能が維持されているか確認する。

ウ 管理データのバックアップを行う。

エ 各機能の確認を行う。

各機能確認の詳細については、メーカーの定める基準書（保守点検作業要領書）のとおりとし、異常が有った場合は、同要領に定めた方法により状況に応じた適切な応急措置を施すこと。

② その他（インターホン）

ア 次のとおり、外観点検を行う。

a 表面の損傷、歪み、発錆、腐食等異常の有無を点検する。

b P B スイッチの損傷等異常の有無を点検する。

イ 次のとおり、作動点検を行う。

インターホンの通信機能の障害の有無を点検する。

ウ 点検の結果、次のとおり保守を行う。

各部外観に異常があった場合は、状況に応じた適切な応急措置を施す。

③ その他（各装置電装部）

ア 次のとおり、各部の外観点検を行う。

- a 電気配線に被覆損傷が無いか点検する。
- b 電気配線の異常過熱の有無を点検する。
- c 接続端子部の緩みの有無を点検する。
- d 操作スイッチ類の損傷、変形等の異常の有無を点検する。
- e 表示ランプ類の損傷、変形等異常の有無及び断球による不点灯の有無を点検する。

【ローカルシステム】

ローカルシステムについては、原則として各空調機械室内に設置しているリモートステーション盤(RS盤)毎に点検を行うこと。

① キャビネット

ア 次のとおり、各部の外観点検を行う。

- a 基礎のき裂、破損、沈下の有無を点検する。
- b キャビネットの取り付け状態（取付金具、ボルト等を含む）を点検する。
- c キャビネットの内外面に発錆、変形、損傷等の異常が無いか点検する。
- d キャビネット内のゴミ、塵埃の堆積状況を点検する。
- e 各部の銘板の取付状況を確認し、破損等の異常の有無を点検する。

イ 点検の結果、次のとおり保守（清掃を含む）を行う。

- a 基礎、キャビネットに異常がある場合。
 - ・ボルト等の緩みは増締めする。
 - ・その他の異常は、状況に応じた適切な応急措置を施す。
- b 銘板の欠落、破損等
取付不良の場合は、適切な材料を用いて再取付をする。
- c キャビネット内の清掃
キャビネット内のゴミや不要な物は撤去し、堆積した塵埃をウエス等による拭き掃除又は掃除機による吸引等状況に応じた適切な清掃を行う。

② ローカルコントロールステーション及び各モジュール関係

ア 次のとおり、外観点検を行う。

- a 本体及び各モジュールの異常の有無を点検する。
- b 各電源の外観及びスイッチ類の変形、損傷等の異常の有無を点検する。
- c 蓄電池の有効期限を確認する。

イ 点検の結果、各部外観に異常があった場合は、状況に応じた適切な応急措置を施す。

ウ 次のとおり各モジュール機能の作動点検を行う。

- a 各モジュール機能及び設定値の確認
- b 通信機能の確認

エ 各盤毎に一次トランス、二次入出力モジュールの電圧を測定する。

③ その他（インターホン）

ア 次のとおり、外観点検を行う。

- a 表面の損傷、歪み、発錆、腐食等異常の有無を点検する。
- b PBスイッチの損傷等異常の有無を点検する。

イ インターホンの通信機能の障害の有無を点検する。

ウ 点検の結果、各部外観に異常があった場合は、状況に応じた適切な応急措置を施す。

④ その他（各装置電装部）

ア 次のとおり、各部の外観点検を行う。

- a 電気配線に被覆損傷が無いか点検する。
- b 電気配線の異常過熱の有無を点検する。

- c 接続端子部の緩みの有無を点検する。
- d 操作スイッチ類の損傷、変形等の異常の有無を点検する。
- e 表示ランプ類の損傷、変形等異常の有無及び断球による不点灯の有無を点検する。
- f 各部のヒューズ類の異常の有無を点検する。
- g 各ブレーカーの作動の有無を点検する。

イ 次のとおり、保守を行う。

- a 接続端子類の緩みが有った場合は増締めする。

(3) 自動制御装置定期点検業務

① サーモスタット（温度調節器）及びヒューミディスタット（湿度調節器）

ア 次のとおり、外観点検を行う。

- a 外観上変形、損傷等の異常の有無を点検する。
- b 取付ネジ等を点検し、脱落等の恐れが無い点検する。
- c 室内型の場合は、カバーの取付状態を点検する。
- d 端子及び配線類の緩み、被覆損傷、異常過熱等の有無を点検する。
- e 接点、ポテンシオメータの目視点検を行い、接点不良、ポテンシオメータの断線や損傷等の異常の有無を点検する。

イ 次のとおり、作動点検を行う。

- a 設定値におけるON/OFF制御の作動状況の良否を点検する。
- b 設定値を変更し制御がきちんと追従するか点検する。

ウ 温度又は湿度検出の精度を確認し、校正する。（後述の検出値精度チェックを参照）

② 差圧スイッチ

ア 次のとおり、外観点検を行う。

- a 外観上変形、損傷等の異常の有無を点検する。
- b 取付ネジ等を点検し、脱落等の恐れが無い点検する。
- c 端子及び配線類の緩み、被覆損傷、異常過熱等の有無を点検する。
- d 接点、ポテンシオメータの目視点検を行い、異常の有無を点検する。

イ 次のとおり、作動点検を行う。

- a 設定値における作動の良否を点検する。
- b 設定値を変更し作動がきちんと追従するか点検する。

③ 温度検出器及び温湿度検出器

ア 次のとおり、外観点検を行う。

- a 外観上変形、損傷等の異常の有無を点検する。
- b 取付ネジ等を点検し、脱落等の恐れが無い点検する。
- c 端子及び配線類の緩み、被覆損傷、異常過熱等の有無を点検する。

イ 温度検出の精度を確認し、校正する。（下記の検出値精度チェックを参照）

④ 調節器又は検出器における検出値精度チェック

ア 温湿度調節器又は温湿度検出器における温湿度値の精度を次のとおり確認し、実測値との相違が許容範囲外である場合は、各機器の定める方法により機器の校正を行う。

- a 温湿度調節器又は温湿度検出器の温度又は湿度の出力値を確認する。
- b アスマン通風乾湿度計等気象庁型式証明のある精度の高い温度計又は湿度計を用いて機器取り付け付近の実温度又は実湿度を測定する。
- c 計測値と出力値を比較し、各機器の許容範囲を超えて誤差が生じている場合は、各機器ごとに定められた校正方法により機器の補正を行う。

イ 機器の交換

機器の補正が限度を超え調整が困難な場合は、当該機器の交換が必要なので、その旨を報告書に記載し、交換に必要な費用の見積を添えて甲に提出する。

⑤ 電動ダンパ操作器（直結形ダンパモーター）

ア 次のとおり、外観点検を行う。

- a 外観上変形、損傷等の異常の有無を点検する。
- b 取付ネジ等を点検し、脱落等の恐れが無い点検する。
- c ダンパシャフトとの取付状態を点検し緩み等が無い点検確認する。

イ 次のとおり、作動点検を行う。

- a 手動操作ボタンにより、ダンパシャフトの開閉の良否を点検する。
 - b ON - OFF 信号によるダンパシャフトの開閉の良否を点検する。
 - c ダンパモーターの作動時に異常な音の有無を点検する。
 - d ダンパモーターの設定値どおりに作動しているか点検及び調整を行う。
- ⑥ 直流電源又は変換器（トランス）
- ア 次のとおり、外観点検を行う。
 - a 外観上変形、損傷等の異常の有無を点検する。
 - b 取付ネジ等を点検し、脱落等の恐れが無い点検する。
 - c ヒューズの溶断が無い点検する。
 - d 端子及び配線類の緩み、被覆損傷、異常過熱等の有無を点検する。
 - イ 入力電圧及び出力電圧の測定を行う。
- ⑦ バルブ及びアクチュエーター
- ア 異音、全閉、全開等の動作に異常がないか確認する。
 - イ 緩みの有無、ガタつきがないか、破損等の異常がない点検する。
 - ウ グランドパッキンからの漏水の状況を確認する。
 - エ 制御量に対する操作量が適正であるか、信号に対する追従性が正常であるか確認する。
- ⑧ 各制御ループ毎の動作確認
- ア 検出器～（変換器）～調節器～（変換器）～操作器における一連の動作を確認する。
 - イ 夏冬に適合した動作であることを確認する。
 - ウ 対象動力停止時の制御弁等の動作を確認する。
- ⑨ 保守（清掃を含む）
- 点検の結果、軽微な保守ができる場合は下記により実施する。
- ア さび止め塗装

発錆を認めた場合は、当該部位の腐食を防止するため、さびを落とし、さび止め塗装（タッチアップペイント程度）を施し、当該部位を写真に撮り（塗装前、塗装後）報告書に添付すること。
 - イ 清掃

塵埃の付着又は結露を認めた場合は、ウェス等による拭き掃除又は掃除機による吸塵清掃をすること。
 - ウ ネジ、ボルト等の緩み、変形、脱落

固定金具等のネジ、ボルトの緩みは増締めを行い、脱落箇所は代替品を取り付けること。
 - エ 潤滑油等の塗布

回転体のきしみ音、開閉部分の開閉不良等が、潤滑油の塗布等で解消できる程度の不良の場合は、潤滑油を塗布する。
 - オ 電装部品

接続端子に緩みがある場合は増締めする。
 - カ 軽微な補修が困難なものについては、当該部位を写真に撮り、機器機能への支障の程度及び原状回復の手段等を報告書により報告する。
 - キ 電気配線に被覆損傷や過熱異常がある場合は、電気火災を防止するために当該品の運用を中止し、修復されるまで使用が再開されないように使用禁止表示をし、ブレーカーを落とすなどの応急措置を施したうえで、当該部位を写真に撮り、機器機能への支障の程度及び原状回復の手段等を報告書により報告する。

7 業務の報告

- (1) 各機器の外観及び機能点検については、機器単体としての点検結果並びにシステムとしての点検結果が明確にわかるように記載すること。

⑦ プール維持管理に関する業務（三瀬B&G海洋センタープール）

1. 施設内容

- ・競泳用プール（25m 6コース）
- ・幼児用プール（6m×10m）

2. 業務内容

（1）施設管理業務

施設は常に清潔に保ち、かつ利用者が安全快適に利用できるよう保守管理をすること。

①排水口等の金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか、開場中は随時点検すること。

②水道、ガス、電気スイッチ等の点検及び消灯の確認をすること。

③閉場時に、すべての戸締りを確認すること。

④濾過器の操作に関すること。

⑤プール内備品の管理に関すること。

⑥プール用薬品の確認を行い、不足している場合は速やかに補充をすること。その補充品については、上質の品とし受託者負担とする。

⑦機械等の故障及び施設の破損等の報告をすること。

⑧市職員が指示する軽易な作業及び小規模の修理をすること。

（小規模修理とは、特殊な技術、工具資材等を必要としない短時間で完了できる作業をいう。）

⑨自転車等の整理指導に関すること。

⑩プール閉所後5日以内に、施設内の簡単な整理整頓をすること。

（2）水質管理業務

①遊泳者が安全快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を水質基準で定める状態に維持すること。

②プール水質基準及び維持管理基準は、「遊泳用プールの衛生基準について（健発第0528003号）」及び「福岡県プール衛生指導要領」の水質基準及び維持管理基準とする。

③指定時間（1日5回）に残留塩素（0.4～1.00mg/l）・PH（5.8～8.6）・水温・室温を測定し、必要に応じ薬品を投入すること。

（3）水質分析業務

①検査回数

4回／年間（5月、6月、7月、8月）

②検査項目

●6項目検査（5月、6月、8月）

水素イオン濃度・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・残留塩素・大腸菌群数・一般細菌数

●7項目検査（7月）

水素イオン濃度・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・残留塩素・大腸菌群数・一般細菌数・総トリハロメタン

③検査箇所

2箇所（競泳用プール、幼児用プール）

④結果報告

試料摂取後、速やかに水質分析結果報告書を1部提出しなければならない。

（4）浄化装置保守点検業務

①作業実施日及び時間

・定期保守点検作業として、年3回プールの開所前・開所中・閉所後に実施する。

②対象機器

・プール浄化装置（砂ろ過式）

③点検内容

ア. 装置本体（タンク・マンホールパッキン・圧力計・空気抜弁・ドレーン弁・塗装）

イ. ろ材（人口ろ材・ろ砂・ろ材リーフ・カートリッジ）※開所前のみ

ウ. 操作弁と配管（単一操作弁・三方弁・四方弁・入口弁・出口弁・弁・配管）

エ. 集毛器（本体・蓋・ハンドル・パッキン・バスケット）

オ. ポンプ・モーター

（グラントパッキン・芯出し・回転音・カップリングボルト・
電流計・モーター絶縁

※点検終了後は、文書にて所定の報告をする。

※不良部品の交換等は別途見積もりとする。

※点検に要する工具一式は、業務受託者が準備する。

(5) 監視業務

①入場者の健康等のチェック

ア. 酒気をおびていないか。

イ. 幼児には、保護者が付き添っているか。

ウ. 入場者がプール使用について適当であるか。

②入場者の整理

ア. 入場者を、大プール・小プールのそれぞれに誘導すること。

イ. 入水前には、シャワーで身体をよく洗うよう指導すること。

ウ. 入水前には、スイミングキャップをきちんとかぶるよう指導し、必ず準備体操をするよう指導すること。

エ. 場内を走り回らないよう指導すること。飛び込み・潜水も禁止されているので注意すること。

オ. その他、プール運営に支障を来すことのないよう入場者を注意指導すること。

カ. 遊泳者及び付き添い者の監視

キ. 1時間おきに10分間休憩させる。

③その他

ア. 管理日誌の作成、報告に関すること。

イ. その他、体育スポーツ課職員が指示すること。

3. 業務従事者

プール運営業務において、安全に運営する上で必要な人員を確保し、適正に配置しなければならない。

(1) 監視体制については、市と協議のうえ人員を配置すること。

(2) 受託者は、従事者に対しプール監視等に必要な教育を行い、緊急時に冷静に対処できるよう救急措置法の講習会及び指導などを行わなければならない。

①プール施設の構造と日常の保守、点検等に関すること

②プール施設での安全管理体制の整備や事故防止対策に関すること

③プール施設での監視や緊急対処としての救助、救護に関すること

④プール施設での装備資機材の活用や利用者への情報提供に関すること

⑤その他緊急事態の対応に関すること

(3)従事者に管理を統括する責任者を置くこと。

(4)次に該当するものを、業務に従事させてはならない。

①泳げない者

②18歳未満及び60歳以上の者

③風紀を乱し、又は乱す恐れがあるとおもわれる者

④遊泳者に迷惑をかけ、危険を及ぼす恐れのある者

⑤伝染性疾患患者

⑥その他業務に支障を来すとおもわれる者

(5)プール監視安全確認に関する資格を有する者が、適宜現場を巡回し指導すること。

⑧ 舟艇等管理に関する業務（三瀬B&G海洋センター艇庫）

1. 業務内容

(1) 施設管理業務

①利用者に舟艇の乗り方を指導すること。

②市職員が指示する軽易な作業及び小規模な舟艇の故障箇所を修理すること。

（小規模修理とは、特殊な技術、工具資材等を必要としない短時間で完了できる作業をいう。）

- ③舟艇及び艇庫全般の清掃をすること。
- ④艇庫周辺の美化に務めること。
- ⑤艇庫内の備品の整理整頓に関すること。

(2) 監視業務

- ①入場者の健康チェック
- ②禁止行為の制止
- ③転覆者の救助

2. 従事者

- (1) 舟艇及び艇庫の管理運営業務においては、安全に運営するために必要な人員を配置すること。
- (2) 緊急時に適切に対処できるよう救急救命講習を事前に受講させておくこと。
- (3) 従事者に管理を統括する責任者を置くこと。
- (4) 次に該当するものを、業務に従事させてはならない。
 - ①泳げない者
 - ②風紀を乱し、又は乱す恐れがあるとおもわれる者
 - ③利用者に迷惑をかけ、危険を及ぼす恐れのある者
 - ④その他管理運営業務に支障を来たすとおもわれる者

⑨ 浄化槽維持管理に関する業務

1. 業務内容

浄化槽の保守点検、機器調整、薬品補充、水質検査 及びこれらに伴う補修。

常に槽の状態・付属機器類の作動状況・放流水等の水質を点検し浄化槽の正常な機能の維持管理に努めると共に、異常や故障を早期発見して原因を取り除き、また清掃の時期を的確に判断すること等により、浄化槽の所期の機能を維持させること。

なお、下水道の供用開始がなされた所から順次下水道接続に切替えることとする。

2. 設備仕様

(1) みづま総合体育館

メーカー：フジクリーン工業

- ①処理方式 建築基準法施行令第 35 条第 1 項の大臣認定による合併処理浄化槽
(旧建設省告示 1292 号第 13 号)

担体流動・濾過方式 又は 担体流動・生物炉過方式

- ②槽の構造 F R P 製

- ③処理対象人員 390 人 60.0m³/日

(2) 三潞B & G海洋センター艇庫 (管理棟)

メーカー：ダイキ

- ①処理方式 建築基準法施行令第 35 条第 1 項の大臣認定による合併処理浄化槽
(旧建設省告示 1292 号第 13 号)

単独 (みなし浄化槽) 分離接触ばっ気方式

- ②槽の構造 F R P 製

- ③処理対象人員 100 人 5.0m³/日

3. 適用法令等

- ・「浄化槽法」、「浄化槽法施行令」、「環境省関係浄化槽法施行規則」、「福岡県浄化槽法施行細則」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」

その他関係法令等に基づき業務を行うこと。

4. 保守点検の周期

- ・ 点検周期の表記は下記による

表 浄化槽（みなし浄化槽を除く）の点検周期

処理方式	浄化槽の種類	点検周期
1. 分離接触ばつ気方式、 嫌気ろ床接触ばつ気方式 又は 担体流動・濾過方式	1.処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	4M
	2.処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3M
2. 活性汚泥方式		1W
3. 回転板接触方式、 接触ばつ気方式 又は 散水ろ床方式	1.砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1W
	2.スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2W
	3. 1 及び 2 に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3M
4. 担体流動・濾過方式	1.スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2W

・2Wは2週間に1回、1Mは1月に1回行うものとする

5. 随時点検の周期

随時点検として駆動装置又はポンプ設備の作動状況等の点検 及び 薬注など消毒剤の補給等を行なうものとする。

表-2 , -3.1 , -3.2 及び -4 の浄化槽 1 回／週（保守点検回数を含む）

表 - 1, -3.3 の浄化槽 1 回／月（保守点検回数を含む）

6. 維持管理報告

保守点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとし、報告書を毎回作成し、翌月初めに1ヶ月分をまとめて提出すること。

なお報告書記載内容は、以下のとおりとする。

①浄化槽の設置状態及び管理状態についての外観検査・機器点検チェックリスト

②放流水等についての水質検査（保守点検及び水質検査を行なった月）

③浄化槽の保守点検及び別途清掃業務の実施状況等についての書類

ただし 異常が発覚した場合には速やかに報告すること。

7. 一般事項

点検は、本項に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講じるものとする。

（1）保守の範囲

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれがある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め

エ 電磁弁・タイマー等シーケンスの動作確認

オ 次に示す消耗部品の交換または補充

①潤滑油、グリス、充填油等

②表示ランプ、発信機ガラス、受信機のランプ、ヒューズ

③パッキン、ガスケット、O リング類（容易に交換できる場合）

④精製水

カ 接触部分、回転部分等への注油

キ 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）

ク 点検対象以外であっても異常を発見した場合は施設管理担当者に報告する。

また同様な異常の発生が予想される個所の点検を行う。

（2）点検の実施

ア 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。

- イ 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- ウ 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- エ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(3) 応急措置等

- ア 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに市に報告する。
- イ 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに市に報告する。
- ウ 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、市との協議による。

(4) 点検の省略

- ア 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし特記がある場合はこの限りでない。
 - ①容易に出入りできる点検口の無い床下又は天井裏にあるもの
 - ②配管又は機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
 - ③電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
 - ④地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
 - ⑤足場のない給気又は排気のための塔
 - ⑥支障物等があり点検不可能なものこの処置の結果については、施設管理担当者に提出すること。
- イ 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

(5) 点検及び保守に伴う注意事項

- ア 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- イ 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

(6) 受託者変更時の対応

- ・ 指定管理者が本業務を再委託する場合において、受託者が他の業者に契約変更になった場合には、変更前受託者、指定管理者、変更後受託者の3者による引継を実施し、維持管理業務が円滑に引継がれる様に努めること。

(7) 保守点検の補修・修繕の負担

- ア 保守点検に含まれる修繕等
 - ①ブロアーの注油、給脂、エアーフィルター、ベルトの劣化に伴う取替。
 - ②スクリーンの注油、給脂、安全装置の消耗品の取替。
 - ③水中ポンプの異物噛み込み除去。
 - ④機械室照明(蛍光管)、制御盤等の表示灯及び電装品の取替。
 - ⑤その他 日常的な消耗品の取替、保守点検作業の延長上にある作業。
- イ 取替作業後、消耗品等のみ請求するもの
 - ①フロートスイッチの取替。
 - ②カセット式電装品の取替。
 - ③その他 緊急を要する機器の取替及び代替品による仮設の設置。但し仮設費用は、市と十分協議の上 請求すること。

8. 特記事項

(1) 点検及び保守

- ア 使用状況は、次に掲げる事項について点検し、浄化槽の使用が適切であることを確認する。
 - ①し尿を洗い流す水が適正量であること。
 - ②殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものを流入させていないこと。

- ③みなし浄化槽にあっては、雑排水を流入させていないこと。
- ④浄化槽（みなし浄化槽を除く）にあっては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水流入させていないこと。
- ⑤電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切っていないこと。
- ⑥浄化槽の上部又は周辺には、点検保守又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けていないこと。
- ⑦浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけていない事。
- ⑧通気装置の開口部をふさいでいないこと。

イ 設置状況は、次に掲げる事項について点検し、浄化槽の設置及び機能の状況が良好であることを確認する。

- ①流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
- ②槽における水平保持の状況
- ③流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
- ④単位装置及び付属機器類の設置の位置の状況
- ⑤スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目詰まり、生物膜の生成その他単位装置及び付属機器類の機能の状況

ウ 流入管きよ、インバート樹、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにする。

エ スクリーンが閉鎖しないようにする。

オ 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽は、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにする。

カ ばっ気装置又はかくはん装置は、散気装置が目詰まりしないようにし、又機械かくはん装置に異物等が付着しないようにする。

キ 駆動装置及びポンプ装置は、常時又は一定の時間ごとに作動するようにする。

ク 嫌気ろ床槽又は脱窒ろ床槽は、滞流域が生じないようにし及び異常な水位の上昇が生じないようにする。

ケ 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、担体流動槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばっき槽は、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、滞流域が生じないようにする。
また、混合液浮遊物質濃度が規定値内に保持されているようにする。

コ ばっ気タンク、ばっ気室又はばっ気槽、担体流動槽及び流路、硝化槽及び脱窒槽は、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が規定値内に保持されるようにする。

サ 散水ろ床型二次処理装置は、流水部が均等に流水するようにし、流水部に異物等が付着しないようにする。

シ 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置は、適正に作動するようにする。

ス 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置は、通水量を適正にし、ろ材、活性炭の洗浄及び交換を適切に行う。

セ 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置は、適正に作動するようにする。

ソ 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整する。

タ 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、ハエ等の発生の防止に必要な措置を講じる。

チ 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流水を除く）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにする。

（２）清掃業務の確認

ア 清掃作業は、次による。

- ①清掃は、１年１回以上行う。
- ②蚊、ハエ等の発生の防止に努め清潔を保持する。
- ③除去物質の飛散防止、悪臭発生の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
- ④清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。

⑤槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに換気を十分に行い、安全を確保する。

又、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。

⑥清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

⑦次に掲げる部分の汚泥、スカム、中間水等の引出しは全量とする。

- ・多室型、二階タンク型又は変形二階タンク型一次処理装置
- ・沈殿分離タンク又は沈殿分離室
- ・単純ばっ気型二次処理装置
- ・別置型沈殿室
- ・汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池、汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽

⑧汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引出しは、脱離液を流量調整槽又はばっ気タンク若しくはばっ気槽に移送した後の全量とする。

⑨嫌気ろ床槽第1室の汚泥、スカムの引出しは全量とすること。

⑩下記に掲げる部分の汚泥、スカム等の引出しは適正量とする。

- ・沈殿分離槽
- ・流量調整タンク又は流量調整槽
- ・汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽
- ・嫌気ろ床槽及び脱室ろ第1室以外の室
- ・凝集槽
- ・汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池
- ・重力返送式沈殿室又は重力返送式沈殿槽
- ・夾雑物除去槽
- ・消毒タンク、消毒室又は消毒槽

⑪汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、流路及びばっ気室の汚泥の引出しは、張り水後のばっ気タンク、流路及びばっ気室の混合液浮遊物質濃縮度が適正に保持されるように行う。

⑫⑦～⑩に定める引出しの後、必要に応じて単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う。

⑬散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあっては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように付着物を引出し洗浄する。

⑭地下砂ろ過型二次処理装置にあっては、ろ過層を洗浄する。

⑮流入管きょ、インポート柵、スクリーン、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きょにあっては、付着物、沈殿物等を引出し、洗浄、掃除等を行う。

⑯槽内の洗浄に使用した水の引出しを行う。ただし、嫌気ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽、夾雑物除去槽の張り水として使用することができる。

⑰下記に掲げる部分の張り水には、水道水等を使用する。

- ・単純ばっ気型二次処理装置
- ・流路
- ・ばっ気室
- ・汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク
- ・汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽
- ・回転板接触槽、凝集槽
- ・汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置沈殿室

イ 清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切な処理の確認。

(3) 水質に関する検査

ア 水質に関する法定検査は、次による。

①水質に関する法定検査は、浄化槽法及び福岡県浄化槽法施行細則により行なう。

- ・浄化槽法第11条検査

1回/年

- ・福岡県浄化槽法施行細則第 10 条検査 51～500 人槽 4 回／年
(浄化槽法第 11 条検査を含む) 501 人槽以上 1 回／月

ただし当該検査は、浄化槽法第 57 条第 1 項に定める指定検査機関が行うものとする。

②検査は、浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検出方法、検査票及び検査結果の判定等について（平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 34 号）に従い適正に行う。

③検査の場所は、当該浄化槽が設置されている場所とする。

④検査項目は次に掲げるものとする。

i) 浄化槽の設置状態及び管理状態についての外観検査

ii) 放流水等についての水質検査

- ・水素イオン濃度
- ・溶存酸素量
- ・透視度
- ・残留塩素濃度
- ・生物化学的酸素要求量

iii) 浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査

イ 外観検査は、浄化槽の設置場所において、その設置されている状態を観察 及び浄化槽内を目視することにより、次に掲げる項目について行う。

①浄化槽本体及び周囲の状況

②設備の稼働状況

③水の流れ方の状況

④消毒の実施状況

⑤悪臭 及び 蚊、ハエ等の発生状況

ウ 保守点検時の水質検査は、管理上必要な項目について行う。

(4) その他

ア 契約後最初の業務着手時に浄化槽の状況及び機器・制御盤の動作確認等の総点検を行ないその写真・報告書を提出すること。

イ 浄化槽上部及び周辺の除草、清掃を点検毎に行なうこと。

ウ 点検報告書等は、当該浄化槽を実際に担当している者本人が持参し、その都度打合せを行なう事。

⑩ 自動ドア保守点検に関する業務（みづま総合体育館）

1. 業務内容

(1) 自動ドアの保守点検及び整備 年 4 回（3 ヶ月に 1 回）

(2) 不調時の点検及び調整

2. 保守点検対象機器

- ・外部用自動ドア 寺岡オートドア株式会社 製 T200KNB 型エンジン装置 2 台
- ・内部用自動ドア ナブテスコ株式会社 製 DS-60 型エンジン装置 3 台

3. 保守点検及び整備内容

(1) ドアエンジン装置

(2) ドアエンジン制御部装置

(3) ドア開閉速度、クッション作動の異常有無点検、調整

(4) 電気回路の異常有無点検、調整

(5) 各部のビス、ボルト、ナット等の締めなおし

(6) 点検者の通行による安全確認

⑪ エレベーター保守点検に関する業務（みづま総合体育館）

1. 保守点検概要

エレベータ保守点検業務（フルメンテナンス）

【対象設備】

2. 一般事項

（1）保守点検

- ・ 定期的に計画的な点検，手入れ保全作業（給油，調整，清掃等）を行うこと。
- ・ 点検，手入れ保全の対象箇所，対象機器，作業内容は、別紙整備点検内容の記載のとおり行うこと。
- ・ 点検，手入れ保全作業を行ったときは、「エレベータ作業報告書」を提出すること。

（2）異常監視、直接通話

- ・ 昇降機設備について次の異常が発生したときは、遠隔点検装置からの異常通報に基づき適切な処理をとること。
 - ア 閉じ込め故障
 - イ 使用不能故障(運行に支障がある状態)
 - ウ 着床不良
 - エ 戸開閉不良
 - オ 制御盤停電
 - カ 遠隔点検装置停電
 - キ 制御関連機器温度異常
- ・ 昇降機設備に次の故障が発生した場合は昇降機設備かご内インターホンにより、同かご内の乗客と受信専門員が直接通話し、必要な指示、連絡等を行うこと。
- ・ 異常報告が発せられた場合の処置の結果は、報告書を提出すること。

（3）消耗部品の供給

- ・ 本仕様書に記載の作業に必要な部品のうち、消耗部品(通常の使用による摩耗、劣化により、補完、交換を頻繁に行う小部品、油脂類等)を供給すること。

（4）構成部品の修理、取替

- ・ 昇降機設備の機能維持を図るため、機器の摩耗、劣化を予測し、その予測に基づいて機器の構成部品の修理、取替を行うこと。
- ・ 修理が終了したときは、修理完了届を提出すること。
- ・ メーカーの純粋部品を使用すること。

（5）品質検査

メーカー名	種 類	機種	停止(非 停止) 階床数	速度	用途	積載質 量(kg)	竣工検査 年度
	ロープ式 機械室レス	P-15 -C0-45	2	45	乗用 車椅子 仕様	1000	2008

- ・ 1年に1回、昇降機設備の総合的な機能を確認する検査を行うこと。品質検査の結果については、報告書を提出すること。

(6) 緊急時の対応

- ・契約者から、昇降機設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、昇降機設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。
この処置の結果については、報告書を提出すること。

(7) 維持管理のための情報提供

- ・日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

(8) 再委託する場合の受託者変更時の対応

- ・指定管理者が本業務を再委託する場合において、受託者が他の業者が変わった場合には、変更前受託者、指定管理者、変更後受託者の3者による引継を実施し、維持管理業務が円滑に引継がれる様に努めること。

⑫ 簡易専用水道水質管理に関する業務（みづま総合体育館）

1. 簡易専用水道施設

区 分	受水槽（二層式）
材 質	S U S
容 量	18.75 m ³
有効容量	13.0 m ³
設置者	久留米市教育委員会

2. 業務内容

水道法第34条の2第2項に定める法定検査を実施すること。

【検査項目】

(1) 水槽等の外観検査

水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査業務

(2) 水質検査

臭気、味、色、色度、濁り、残留塩素等の検査業務

(3) 書類審査

水槽の管理記録等書類の整理保存に関する検査業務

3. 検査結果の報告

検査結果報告書を作成し、提出すること。

⑬ 受水槽維持管理に関する業務（みづま総合体育館）

1. 対象施設等

区 分	受水槽（二層式）
材 質	S U S
容 量	18.75 m ³
有効容量	13.0 m ³

2. 業務内容等

水道法第34条の2第1項並びに関係法令に基づき、次に掲げる手順で貯水槽本体及び本体内部附属装置の清掃・消毒を実施する。

(1) 槽内の排水作業を行うこと。

(2) 清掃前の写真撮影を行うこと。

(3) 金属部分の発錆、槽内壁面及び床面の防水効果等、槽内点検を行うこと。

(4) 槽内の沈殿物、遊離物及び壁面の付着物等の除去を行うこと。

(5) 槽内の沈殿物、残水を排水すること。

(6) 高圧洗浄機で壁面、床面、パイプ等の洗浄・消毒を行うこと。

（次亜塩素酸ソーダ溶液 50～100ppm）

- (7) 再度水洗いを行い、完全に排水すること。
- (8) 清掃後の写真撮影を行うこと。
- (9) 内部消毒及び水張りを行うこと。
- (10) 清掃等の終了後、末端給水栓及び槽内の水の色、濁り、臭い及び味について異常のないことを確認すること。また、残留塩素について確認すること。(法定水質検査は別に実施する。)
- (11) 附属設備機器の点検及び調整を行うこと。(揚水ポンプ・弁類など)
- (12) 水槽周辺の清掃及び異物侵入などを点検すること。

3. 留意事項

貯水槽の材質に応じ、適切な方法で業務を行うこと。

4. 作業責任者等

- (1) 作業責任者には、建築物環境衛生管理技術者又は貯水槽清掃監督者を充てること。
- (2) 作業責任者及び作業者は細菌検査(検便)を受けるとともに、常に健康状態に留意すること。

⑭ プロパンガス納入に関する業務（三瀨B & G海洋センタープール、城島トレーニングセンター）

1. 業務内容

- (1) プロパンガス庫は使用者側において設置を行う。
- (2) ガス配管は使用者側において配管を行う。
- (3) ガスメーターは、納入業者で設置を行う。

⑮ 植栽管理に関する業務

1. 指定管理者が本業務を再委託する場合においては、地域の特産である三瀨黒松の管理ができる業者を選定すること。
2. 指定管理者が本業務を再委託する場合においては、地場産業振興の観点から、三瀨・城島地域内の業者を選定することが望ましい。

3. 対象樹木等

- (1) 三瀨地域（みづま総合体育館）

名称	規格	数量	単位
ヒドラツツジ	161 m ² ×2 回	332	m ²
サツキツツジ	145 m ² ×2 回	290	m ²
クルメツツジ	304 m ² ×2 回	608	m ²
シモツケ	0.5×3 本立ち	4.2	m ²
タマリユウ		46	m ²
緑化ブロック		835	m ²
芝生		1782	m ²
芝生（中庭）		100	m ²
クロマツ	0.7×H4.0m	1	本
サビ砂利		52	m ²
シラカシ	15～25cm	14	本
クスノキ	25～40cm、15～25cm	6	本
タブノキ	25～40cm、15～25 cm	3	本
ソメイヨシノ	15～25 cm	27	本
ハナミズキ	15～25 cm	8	本

ケヤキ	25～40 cm、15～25 cm	19	本
コブシ	25～40 cm、15～25 cm	10	本
エゴノキ	15～25 cm	5	本
トウカエデ	15～25 cm	1	本
ラカンマキ	1.5*0.2、178 m ² ×2 回	256	m ²
クロガネモチ	0.6～0.9 m ²	19	本

(2) 三瀨地域（農業者トレーニングセンター周辺）

名称	規格	数量	単位
ソメイヨシノ	H=3.0～7.5	24	本
キンモクセイ	H=2.0	1	本
クロガネモチ	W=1.4～4.0	4	本
サクラ	H=5.0	4	本
サザンカ	H=1.5～2.5	10	本
ツツジ	H=1.0	3	本
ハナミズキ	H=3.0～4.0	2	本
ヒイラギモクセイ	H=2.0	2	本
ヒラドツツジ	H=1.0	4	本
マテバシイ	W=4.0	2	本

(3) 三瀨地域（農村運動広場周辺）

名称	規格	数量	単位
ソメイヨシノ	H=6.5～7.5	6	本
キンモクセイ	H=3.0～4.0	22	本
クロガネモチ	H=4.0～7.0	20	本
イチョウ	H=6.0～8.0	2	本
クスノキ	H=7.5～9.5	3	本
ケヤキ	H=8.5～9.0	3	本
マメツゲ	H=1.0	1	本
ラカンヤマキ	H=2.0	15	本
カイズカイブキ	H=1.0	125	本
ソメイヨシノ	H=6.5～7.5	6	本

(4) 三瀨地域（三瀨公民館周辺）

名称	規格	数量	単位
ソメイヨシノ	H=7.0～9.0	11	本
ソメイヨシノ	H=15.0	4	本
キンモクセイ	H=3.0	1	本
クロガネモチ	W=1.4	1	本
サザンカ	H=1.5～5.0	11	本

ツツジ	H=1.0	2	本
ヒイラギモクセイ	H=2.0～2.5	4	本
フジ		1	本
マユツゲ	H=1.0	1	本

(5) 三瀨地域（三瀨ゲートボール場周辺）

名称	規格	数量	単位
ソメイヨシノ	H=5.0～7.5	6	本
キンモクセイ	H=3.0～7.5	3	本
シラカシ	H=6.5	5	本
ベニカナメモチ	H=2.0	2	本

(6) 三瀨地域（B&G海洋センタープール周辺）

名称	規格	数量	単位
ソメイヨシノ	H=4.0～8.0	10	本
キンモクセイ	H=4.0～7.0	2	本
クロガネモチ	H=2.0～6.0	4	本

(7) 三瀨地域（駐車場周辺）

名称	規格	数量	単位
低木部	192 m ² ×4 回	768	m ²
地被類	126 m ² ×4 回	504	m ²
芝生		588	m ²
ソメイヨシノ	C=1.2m～1.5 m 未満	1	本
シラカシ	C=0.3 m 未満	5	本
タブノキ	C=0.3 m 未満	4	本
サルスベリ	C=0.3 m 未満	2	本
ハナミズキ	C=0.3 m 未満	13	本
生垣剪定（ベニカナメモチ）	H=2.0 m 内外	18	m
オウゴンマサキ	H=2.0 m 内外	6	本
トキワマンサク	H=2.0 m 内外	3	本

(8) 三瀨地域（B&G海洋センター艇庫周辺）

名称	規格	数量	単位
ソメイヨシノ	H=1.0～4.0	15	本
クスノキ	H=8.0	1	本
サザンカ	H=2.0	2	本
サツキ	H=1.0～1.5	21	本
タイサンボク	H=4.0	1	本
マサキ	H=4.0	1	本
マルバノキ	H=1.5	1	本

(9) 城島地域（城島体育館、ふれあい広場周辺）

名称	規格	数量	単位
アカバナエゴノキ	C=0.3 m 未満	4	本
ケヤキ	C=0.3 m 未満	22	本
クスノキ	C=0.3 m 未満	3	本
コブシ	C=0.3 m 未満	4	本
サルスベリ	C=0.3 m 未満	6	本
シマトネリコ	C=0.3 m 未満	1	本
タブノキ	C=0.3 m 未満	3	本
ハナミズキ	C=0.3 m 未満	7	本
ヒトツバダゴ	C=0.3 m 未満	2	本
ベニバナハナミズキ	C=0.3 m 未満	8	本
ソメイヨシノ	C=0.3 m 未満	12	本
ウミネコザクラ	C=0.3 m 未満	8	本
アベリアエドワードゴーチャ	49 m ² ×2 回	98	m ²
トキワマンサク	181 m ² ×2 回	362	m ²
クルメツバキ	H=1.5	11	本
カンツバキ	79 m ² ×2 回	158	m ²
クチナシ	93 m ² ×2 回	186	m ²
クルメツツジ	470 m ² ×2 回	940	m ²
ヒラドツツジ	82 m ² ×2 回	164	m ²
コクチナシ	42 m ² ×2 回	84	m ²
シモツケ	27 m ² ×2 回	54	m ²
オタフクナンテン	6 m ² ×2 回	12	m ²
ヒベリカムカリシナム	116 m ² ×2 回	232	m ²
芝生（高麗芝）		1803	m ²
シバザクラ	12 m ² ×2 回	24	m ²
バーベナ		28	鉢
ガザニア		406	鉢
常緑広葉樹	幹周 15～30cm	1	本
常緑広葉樹	幹周 30～60 cm	4	本
常緑広葉樹	幹周 60～90 cm	7	本
常緑広葉樹	幹周 120～150 cm	1	本
落葉広葉樹	幹周 15～30 cm	1	本
落葉広葉樹	幹周 30～60 cm	1	本
針葉樹	幹周 30～60 cm	2	本
針葉樹	幹周 60～90 cm	6	本

4. 管理

- (1) 剪定：年 1 回程度
- (2) 樹木施肥：年 1 回程度
- (3) 芝生管理：年 6 回程度（芝刈り、除草、施肥、消毒）
- (4) 除草：年 3 回程度（緑地帯、裸地）
- (5) 夏期灌水：8 回程度

⑰ 排ガス中のばい煙測定に関する業務（みづま総合体育館）

1. 業務内容

大気汚染防止法第 16 条に基づき、ばい煙発生施設からばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙の量や濃度について測定し、測定結果を記録し保存する。

2. 対象施設

- ・みづま総合体育館
 - ばい煙発生施設：ボイラー
 - 調査対象施設：R-1
 - 型式：二重効用吸収式冷温水機（矢崎総業（株）製 CH-M100P）
 - 燃料の種類：都市ガス
 - 煙突の高さ：8.3m
 - 補正された排出口の高さ：8.3m
 - 測定口の高さ：約 3.4m

3. 測定項目

項目	排出基準	測定頻度
窒素酸化物	150cm ³ /Nm ³	年 2 回
ばいじん	0.10g/Nm ³	5 年に 1 回

4. 測定方法

- (1) ばいじん量
J I S Z 8 8 0 8
- (2) 窒素酸化物
J I S K 0 1 0 4

⑱ テニスコート維持管理に関する業務（三瀧テニスコート、城島テニスコート）

1. 対象施設

- 三瀧テニスコート：砂入り人工芝 2 面
- 城島テニスコート：砂入り人工芝 4 面

2. 業務内容

- 芝の磨耗を防ぐための措置を講ずること。
- (1) 施設利用者への利用後の正しいブラッシングの指導をすること。
 - (2) 半年に 1 回専用の砂を適正に補充し、砂の量を均一に保つこと。
 - (3) 2 ヶ月に 1 回程度ブラッシングを行い、カビなどが発生しないよう清掃すること。

別紙 2 リスク分担表

リスクの種類	内容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更 (※1 参照)	○	○
物価	物価変動により人件費、物件費等経費の増	(※2)	○
金利	金利変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
不可抗力	不可抗力による業務の変更、中止又は延期 (※3 参照)	○	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる市場状況		○
施設競合	競合施設による利用者の減及び収入減		○
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
損害賠償	管理運営上における事故 (※4 参照)	○	○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における事業の廃止に伴う原状回復に伴う費用		○

※1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更（法令の変更）

- ・施設の管理運営行為そのものに影響を及ぼすものは、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 著しい物価変動への対応

- ・著しい物価変動が発生した場合は、高騰した経費の負担等について市と指定管理者で協議します。

※3 不可抗力への対応

- ・不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症の流行等の市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人為的な現象をいいます。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力には含みません。
- ・不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとします。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとします。
- ・建物や設備が復旧困難な被害を受けた場合は、協定を解除します。
- ・復旧可能な場合は、その復旧に要する経費等の負担は、市と指定管理者で協議します。
- ・避難所等として使用した場合において、新たに発生した経費等の負担については、市と指定管理者で協議します。

※4 管理運営上における事故

- ・指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害についてのリスクは、指定管理者が負うものとします。
- ・基幹的な施設、機器等の不備による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への被害については、その主たる原因が、指定管理者の施設管理上の瑕疵がない場合は、そのリスクは市が負うことになります。

別紙3 備品一覧
(みづま総合体育館)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	88688	フットサルゴール用ネット	アシックス 53290E	1
2	88689	フラットベンチ	セノー BM3510	1
3	88690	カーlustストレッチベンチ	セノー BH030062	1
4	88997	シューズボックス	TOYOSET EBS-210T	1
5	89016	液晶テレビ	シャープ LC32DE5B	1
6	89018	プロジェクター	パナソニック PT-LB80NT	1
7	89021	冷凍冷蔵庫	日立 R-23WA(S)	1
8	89022	工具セット	Seednew YS-5936SL	1
9	89025	スポーツタイマー	エバニュー HB-247	1
10	89720	身長計	ヤガミ 48524 YG-200	1
11	89721	体重計	ヤガミ 50601 YT-150	1
12	89830	ボールバール整理台	セノー DK0111	1
13	89831	ボールバール整理台	セノー Dk0110	1
14	89832	バレー支柱運搬車	TOEI LIGHT B-3321	1
15	89840	バレーボール用支柱カバー	セノー DE1900	1
16	89865	審判台	トーエイ・ライト B-2856	1
17	89866	フロアシート巻取器	セノー HH1000	1
18	89867	シーテッドレックカー	セノー BN1200	1
19	89868	レックエクステンション	セノー BN0800	1
20	90462	授乳イス	コクヨ HP-JC10 VR92	1
21	90463	授乳イス	円座タイプ コクヨ HP-JC15 VR92	1
22	90464	テーブル	授乳イス用 コクヨ HP-JT1	1
23	90469	キャビネット	コクヨ コンビトレーユニット	1
24	90470	キャビネット	コクヨ	1
25	90504	ロッカー	コクヨ FLK-230 F1P N 2人用	1
26	90524	ロッカー	アイリスチトセ L-37C 3人用	1
27	90525	ロッカー	アイリスチトセ L-57C 5人用	1
28	90526	ホワイトボード	アイリスチトセ GLW-36W	1
29	90527	ホワイトボード	アイリスチトセ GLWK36WMN	1
30	90540	パネルスクリーン	アイリスチトセ NTKP-2115 LHB	1
31	90542	演台	コクヨ WA-KA50 P1M	1
32	90543	市旗	サイズ 140cm×210cm	1
33	90544	市旗	サイズ 100cm×150cm	1
34	90547	フロアシート整理台車	セノー HH2001	1
35	90554	耐火金庫	アイリスチトセ PD-20NN 小型投入式	1
36	90567	ベビーベッド	演漆 木製キャスター付	1
37	90586	掃除機	山崎産業 E-107 業務用	1
38	90590	AED 収納ケース&スタンドセット	ヤガミ 52200	1
39	90597	トレッドミル	コンビウエルネス SportsArt T650	1
40	90604	ステアクライマー	セノー BG9722	1
41	90605	エリプティカル	セノー BG9451	1
42	90606	チェストプレス	セノー BN0100	1
43	90607	クランチ	セノー BN0400(アブドミナル)	1
44	90608	ロータリートルソー	セノー BN1100	1

45	90610	シーテッドローイング	セノー BN1300	1
46	90611	レックプレス	セノー BN0900	1
47	90746	ボールバー整理台	セノーDK0111	1
48	90747	台車	セノーHH2001 (16本掛け)フロアシート整理用	1
49	90748	巻取器	セノーHH1000フロアシート整理用	1
50	88676-88677	車椅子	ヤミ DM-80 46430	2
51	88691-88692	クロムタンベル	ミズノ 30CD1000(1~10kg)	2
52	88694-88993	スタッキングチェアー	アイリスチセ SS-A227	231
53	88994-88996	ホワイトボード	GLW-36W	2
54	88998-89003	台車	アイリスチセ SS 台車 50	6
55	89004-89011	ガイトポール	IB-80 ST ハーライン 山崎産業 YG-22L-SA	8
56	89012-89013	タンベルラック	ミズノ 30DR2010	2
57	89023-89024	玄関マット	YAMAZAKI F-126-HK ブイステップ マット 13	2
58	89723-89724	電光得点表示装置	セノー DS7100	2
59	89725-89726	ファール回数表示器	セノー DS3070	2
60	89727-89728	音響プザー	セノー DS310001	2
61	89729-89730	オルタネイティング・ホーション表示器	セノー DS4600	2
62	89731-89732	ショットクロック	セノー DS3421 スプリングゴール用	2
63	89733-89735	バスケット台	セノー DA0321 スプリングゴール	3
64	89736-89737	セッティングゲージ	セノー DA030002	2
65	89739-89741	ハレーボールバスケットボール得点板	SAN-EI 51-452	3
66	89742-89753	バドミントン支柱	トエイライト B-6210A	11
67	89754-89765	バドミントン得点板	TOEI LIGHT B-2100	12
68	89766-89767	バントボール用ゴール	セノー DJ1031	2
69	89768-89769	バントボール用ゴールネット	セノー DJ8301	2
70	89770-89771	チーム反則数表示板	セノー DS5030	2
71	89772-89773	個人反則数表示板	セノー DS5110	2
72	89774-89775	選手交替数表示板	セノー DS5410	2
73	89776-89795	卓球台	SAN-EI 10-605 バンビ対応	16
74	89796-89797	バリアフリー卓球台	SAN-EI 10-302	2
75	89798-89799	卓球台	SAN-EI 10-651	2
76	89800-89803	卓球フェンス運搬車	SAN-EI 11-079	4
77	89804-89805	卓球フェンス運搬車	SAN-EI 11-078	2
78	89806-89829	審判台	三英 42-217 卓球・バドミントン兼用	20
79	89833-89834	フロアシート巻取器	セノー HH1000	2
80	89835-89837	ハレーボール用支柱	セノー DE1015	3
81	89838-89839	ハレーボール用支柱カバー	セノー DE2000	2
82	89841-89843	ハレーボールネット	セノー DE8003・6人制	2
83	89844-89846	ハレーボールネット	セノー DE8302 男子用 9人制	3
84	89847-89849	ハレーボールネット	セノー DE8303 女子用 9人制	2
85	89850-89852	ハレーボール用支柱	セノー DE1300	3
86	89853-89855	ハレーボール用支柱カバー	セノー DE1901	3
87	89856-89858	ハレーボールネット	セノー DE9302 6人制	2
88	89859-89861	ハレーボールネット	セノー DE9532 9人制男子用	3
89	89862-89864	ハレーボールネット	セノー DE9212 9人制 女子用	3
90	89870-89871	長座位体前屈測定計	エバニュー KJ-091	2

91	89872-89877	事務用机	アイリスチセ	6
92	89878-89880	会議用テーブル	TNT-1890K-B	2
93	90082-90085	コーナーテーブル	コクヨ CN-150TN	4
94	90086-90087	応接テーブル	コクヨ NT-380 P1C	2
95	90088-90090	キッズテーブルセット	KF-TA34C+35C	3
96	90091-90116	テーブル	アイリスチセ FTS-1845M	22
97	90117-90146	テーブル	アイリスチセ FTS-1845	27
98	90147-90153	事務用回転椅子	アイリスチセ	7
99	90194-90343	スタッキングチェア	アイリスチセ SS-A227	112
100	90344-90379	スタッキングチェア	アイリスチセ LTS-110PF ROG	30
101	90380-90439	スタッキングチェア	アイリスチセ LTS-110F G	54
102	90440-90447	ロビーチェア	コクヨ CN-152B VFC2 N	7
103	90448-90449	ロビーチェア	コクヨ CN-150B JQ34 N	2
104	90450-90453	ロビーチェア	コクヨ CN-150 JQ34 N	4
105	90454-90459	ロビーチェア	コクヨ CN-150B JQ94 N	5
106	90460-90461	ロビーチェア	コクヨ CN-150 JQ94 N	2
107	90465-90466	キャビネット	コクヨ BWN-K59F1 BWN-B1F4	2
108	90467-90468	キャビネット	コクヨ ラテラル 3 段	2
109	90471-90473	シェルビング	アイリスチセ L-6560-5	3
110	90474-90475	中軽量ラック	コクヨ MA-6525N 金網付	2
111	90488-90503	ロッカー	コクヨ PLK330 F1P 3 人用	16
112	90505-90507	ロッカー	コクヨ FLK-630 F1P N 6 人用	3
113	90508-90515	コインロッカー	コクヨ KL-T6HxxN 6 人用	8
114	90516-90519	コインロッカー	コクヨ KL-15HxxN 15 人用	4
115	90520-90523	コインロッカー	コクヨ KL-10HxxN 10 人用	4
116	90528-90536	サインスタント	コクヨ GB-S4 P82	8
117	90537-90539	ポスター掲示板	コクヨ GB-SB1N	3
118	90545-90546	ベット	コクヨ LL-B1 D 折りたたみ式	2
119	90548-90550	チェアポーター	アイリスチセ SS 台車 50	2
120	90551-90553	スタッキングチェア台車	アイリスチセ LTS 台車 40	3
121	90555-90556	パンフレットスタント	コクヨ ZR-PS64NN	2
122	90557-90558	手押し車	コクヨ TK-20	2
123	90559-90560	傘立て	コクヨ US-G181N	2
124	90576-90577	フロアシート整理台車	セノー HH2001(16 本掛け)	2
125	90591-90592	審判台	セノー DL0520 バレーボール用	2
126	90593-90596	ストレッチマット	セノー BH947081 BH947084	4
127	90598-90599	トレッドミル	コンビウエルネス SportsArt T650 手すり付	2
128	90600-90601	コートレスバイク	コンビウエルネス エアロバイク 2100R リカンベントタイプ	2
129	90602-90603	コートレスバイク	コンビウエルネス エアロバイク 75XLIII	2
130	90754-90983	スタッキングチェア	アイリスチセ S S - A 2 2 7	198
131	90984-90988	チェアポーター	アイリスチセ S S 台車 5 0	4
132	91653-91658	バドミントン得点板	TOEI LIGHT B-2100	6
133	91659-91664	審判台	トーエイライト B-2854 卓球・バドミントン兼用	4
134	94682	トレッドミル	セノー BG2200	1
135	94683	トレッドミル	セノー BG2201 手すり付	1
136	94684	ベントレックアブドミナル	セノー BM3910	1
137	94685	テレビ	東芝 レグザ 40R9000	1

138	94686	テレビ	東芝 レガザ 19A8000	1
139	94687-94688	卓球台	TH・BC セパレート式 バンベ用	2
140	94762	応接テーブル	木製	1
141	94763-94764	ロビーチェア	94762 の応接テーブルとセット	2
142	95844	卓球マシン	三英 ボボン 2040	1
143	95851	鏡	ヨリ MIRAR I1200 移動式大型ミラー	1
144	95864	卓球用防護ネット	三英 sa-51105	1
145	未付番	卓球台	ニッタ NT-3216	11

(三潯農業者トレーニングセンター)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	78734	オーディオミキサー	MX-113 マイクホミキサー	1
2	78757-78758	コインロッカー	オバー CRL-DL-10 10人用	2
3	78773	スポーツタイマー		1
4	91301	授乳用イス	コクヨ HP-JC15VR92 円座タイプ	1
5	91311	授乳イス用テーブル	コクヨ ST-01 スクリーンなし	1
6	91369	ベビーベッド	コンビ ウィズ SB21	1
7	92766	球技用支柱	バレーボール用	1

(三潯農村運動広場グラウンド)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	78826	指揮台	オールアルミ 1.5M×1.2M	1
2	78763-78764	スポーツベンチ	背付ベンチ FG-257	2
3	101541-101548	スポーツベンチ	背付ベンチ トエイ仆B-2152	8

(三潯農村運動広場テニスコート)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	92740	屋外時計	セイコー SF-211S 屋外用電波掛時計	1
2	94771	球技用ネット	エバニュー EKE588 黒色 硬式テニスネット	1
3	101280-101281	審判台	テニスコート用 B-599	2
4	101445-101446	スポーツベンチ	背付ベンチ トエイ仆B-2152	2

(三潯ゲートボール場)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	101447-101448	スポーツベンチ	背付ベンチ トエイ仆B-2152	2

(B&G海洋センタープール)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	78751-78762	コインロッカー	オバー CRL-DL-10 10人用	10
2	78991	簡易物置	MG-16EB	1
3	78993	整理棚	HB-105 ビート板用	1

4	78994-78995	コースロープ巻取器	マークリール	2
5	101185-101190 101285-101290	ベンチ	TOE I L I G H T B-2724	12
6	101191-101197	コースロープ	TOE I L I G H T B-3501	7
7	101209-101220	コインロッカー	コヨ 10 人用KL-10H23	12
8	101291	整理棚	JG918600	1

(B&G海洋センター艇庫)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	78748-78750	カヌー艇	ロフ・ロイ TK-Z ペアカヌー	3
2	78768	ゴムボート	FM-505	1

(城島体育館)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	94739	卓球台	三英 10-315 SST-22DX	2
2	80378	回転イス		7
3	80387	片袖机		1
4	80393	黒板		3
5	80404	卓球台	KS640S	8
6	80407	スポーツ用具箱	バレーボール収納カゴ	1
7	80409	スポーツ用具棚	バレーボール支柱用ラック	1
8	80436	マイク	ハンドマイク	2
9	80439	球技用支柱	バレーボール用	4
10	80449	ストップウォッチ	システムストップウォッチ	2
11	80452	エアコン		1
12	80454	OAデスク		1
13	80457	レジスター		1
14	80458	簡易物置		1
15	80460	ブラインド	14窓分	1
16	80486	得点表示板	剣道用	3
17	80496	球技用支柱	ソフトバレーボール用移動式支柱	6
18	80516	簡易物置	屋外用	1
19	80817	電動リフト	高所安全作業台 パーソナルリフト	1
20	90609	ハイプーリー	セノー BN0600(フルダウソ)	1

(城島トレーニングセンター)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	80448	リラクゼーション器具	ベルトトレーナー	1
2	80475	トレーニングミラー		1
3	80479	マッサージ機器	KE302 ビューティローラー	1
4	80481	屋外用ベンチ	CN-447B	1
5	80484	業務用クリーナー		1
6	80489	体重計	体内脂肪計	1
7	80493	筋力系運動器具	バーサトレーナー	1
8	80494	筋力系運動器具	パワーラック	1
9	80495	マッサージ機器	指圧マッサージ機 カイロヘルサー	1

10	80502	扇風機		2
11	80507	ニュースポーツ競技用具	HIT-X2 ヒットだターゲット	1
12	80397	保管庫		1
13	84204	筋力系運動器具	セノ BM0110(PATD.PAT) チェストプレス	1
14	84205	筋力系運動器具	セノ BM0820 ロープーリー(D.PAT) プーリー	1
15	84206	筋力系運動器具	アシックス MDN863(15 セット) ユニットダンベル	1
16	84207	筋力系運動器具	アシックス MDN35A 15 組型 ペイントタイプ ユニットダンベルラック	1
17	84208	筋力系運動器具	エバニュー TB-391 50φバーベル 150kg セット バーベルセット	1
18	84209	筋力系運動器具	セノ BM3010 スーパーインプレスベンチ	1
19	84210	筋力系運動器具	セノ BJ9010 XEU6413-S シルバー調 ショーハ	1
20	84211	筋力系運動器具	セノ BJ0103 ヘルトハイプレーター	1
21	84212	有酸素系運動器具	セノ BG3403 ラボート XP70i シリーズ トレットミル	2
22	84215	有酸素系運動器具	セノ BG3601 ラボート XP55 シリーズ トレットミル	2
23	84216	有酸素系運動器具	セノ BG8302 ホワイト トレーニングバイク	2
24	84218	有酸素系運動器具	セノ BG8303 グレー トレーニングバイク	3

(城島テニスコート)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	80461	屋外用ベンチ		4

(城島ふれあい広場)

No	備品番号	備品名	規格	数量
1	80531	球技用ネット	移動式バックネット	12
2	101169	球技用ゴール	サッカー用 RT-F010936	1
3	101170	球技用ネット	サッカー用ゴールネット	1
4	80408	スポーツ用具箱	バレーボール用収納カゴ	1
5	80508	ニュースポーツ競技用具	ターゲットハートゴルフ	3
6	80511	ニュースポーツ競技用具	ペタンク	3
7	80514	ニュースポーツ競技用具	ディスクゴルフ	2
8	80528	テント	小型	10